

資料編

- 1 環境保全行政の推移
- 2 環境部事務分掌
- 3 秋田市環境審議会および秋田市公害対策審議会開催状況
- 4 公害防止協定締結状況（主要工場）
- 5 環境保全協定締結状況
- 6 土壤汚染対策法に基づく規制区域一覧
- 7 公害防止管理者等の届出状況
- 8 環境基準
 - (1) 大気汚染に係る環境基準
 - (2) 有害化学物質（ベンゼン等）に係る環境基準
 - (3) 水質汚濁および地下水の水質汚濁に係る環境基準
 - (4) 土壤の汚染に係る環境基準
 - (5) 騒音に係る環境基準
 - (6) ダイオキシン類に係る環境基準
- 9 規制基準
 - (1) 大気関係
 - (2) 水質関係
 - (3) 騒音、振動関係
 - (4) 悪臭関係
 - (5) ダイオキシン類関係
- 10 秋田市環境基本条例
- 11 秋田市公害防止条例
- 12 秋田市自然環境保全条例
- 13 用語解説

1 環境保全行政の推移

| 年 月 日 | 事 項 |
|----------------|--|
| 昭 和 | |
| 42. 7. 10 | 総合計画推進本部を設置し、公害行政を行う体制をとった。 |
| 11~12 | 厚生省・県と協力し、秋田湾地区環境大気調査を実施した。 |
| 43. 10~11 | 通産省・県・市で秋田湾地区産業公害総合事前調査を実施した。 |
| 44. 6. 21 | 東北電力（株）と秋田火力発電所の公害対策に関する覚書を締結した。 |
| 7. 1 | 秋田市公害防止条例を制定した。 |
| 7. 25 | 騒音規制法に基づき、秋田県知事により規制地域の指定が告示、同日施行された。 |
| 11. 24 | 秋田市公害対策審議会規則を制定し、同審議会を設置した。 |
| 12. 6 | 秋田市公害防止条例施行規則を制定した。 |
| 12. 27 | 秋田市公害防止条例の規定による環境基準を設定した。 |
| 45. 5. 21 | 東北製紙（株）と秋田工場の公害対策に関する協定を締結した。 |
| 45. 7. 6~9. 10 | 県と共同で茨島地区の大気汚染調査を実施した。 |
| 12. 1 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 12. 28 | 同和鉱業（株）と同社が設置する亜鉛製錬所の公害対策に関する協定を締結した。 |
| 46. 8. 10 | 通産省に協力して秋田湾海域産業公害総合事前調査を実施した。 |
| 9. 1 | 東北電力（株）秋田火力発電所の公害対策に関する協定を締結した。 |
| 47. 2. 9 | 東北製紙（株）が悪臭を発散し問題となった。 |
| 4. 1 | 秋田市公害モニター制度を設置した。 |
| 5. 10 | 公害交通対策室を新設した。 |
| 9. 14 | 悪臭防止法に基づき、規制地域の指定が告示、同日施行された。 |
| 12. 28 | 秋田市公害防止条例施行規則および審議会規則の一部を改正した。 |
| 48. 3. 30 | 秋田市公害防止条例の一部を改正した。 |
| 4. 1 | 「公害監視センター」が本格運転を開始した。 |
| 8. 1 | 県公害監視テレメータとデータ交換を開始した。 |
| 9. 5 | 東北都市公害防止連絡協議会が発足した。 |
| 10. 18 | 川尻大川反地区産米からカドミウム汚染米が検出された。 |
| 11. 27 | 雄物川水系水質汚濁対策連絡協議会が発足した。 |
| 49. 4. 1 | 大気汚染防止法に定める政令市となった。 |
| | 公害交通対策室大気係、水質係を設置した。 |
| 8. 1 | 秋田ベークライト（株）(現:秋田住友ベーク(株))と公害対策に関する協定を締結した。 |
| 9. 26 | 牛島地区産米からカドミウム準汚染米が検出された。 |
| 12. 26 | 秋田市公害防止条例の一部を改正した。 |
| 12. 28 | 騒音規制法に基づき、秋田県知事により指定地域が一部変更された。 |
| 50. 1. 30 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 5. 1 | 水質汚濁防止法に定める政令市となった。 |
| 5. 14 | 秋田県内都市公害防止連絡協議会が発足した。 |
| 7. 5 | 環境保健部公害課を設置した。(公害交通対策室を廃止) |
| 52. 1. 28 | 第7次秋田地域公害防止計画(昭和51~55年度)が承認された。 |
| 6. 14 | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の政令市の指定をうけた。 |
| 9. 12 | 第一製薬（株）と秋田工場の公害対策に関する協定を締結した。 |
| 10. 26 | 添川測定局で窒素酸化物の測定を開始した。 |
| 53. 11. 2 | 市役所、土崎支所局で窒素酸化物の測定を開始した。 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|------------------------------|--|
| 54. 5. 1 8. 31 | 振動規制法に基づき、規制地域の指定が 54 年 3 月 27 日告示、5 月 1 日施行された。 秋田県漁業協同組合連合会と水産加工工場の公害防止対策に関する覚書を締結した。 |
| 54. 12. 1 | 飯島字堀川に測定局を設置し、大気汚染測定を開始した。 |
| 55. 3. 20 | 第 7 次秋田地域公害防止計画(昭和 56~60 年度)が承認された。 |
| 56. 6. 1 6. 4 10. 7~ 9 | 機構改革により環境保全部公害課となった。 八郎湖水質対策連絡協議会が発足した。 第 22 回大気汚染学会を開催した。 |
| 58. 4. 1 | 藤倉測定局を廃止した。 |
| 59. 3. 31 | 秋田市公害モニター制度を廃止した。 |
| 61. 3. 28 4. 1 | 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定が告示、同日施行された。 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が告示、4 月 1 日施行された。 機構改革により生活環境部公害課となった。 |
| 62. 1. 23 | 第 7 次秋田地域公害防止計画(昭和 61~65 年度)が承認された。 |
| 平 成 | |
| 元. 3. 22 3. 31 4. 1 | 公害監視テレメータシステムを県市共用システムとして更新した。 飯島および下新城大気汚染測定局を廃止した。 将軍野、茨島および仁井田大気汚染測定局が県から移管された。 |
| 2. 10. 19 | 秋田日本電気(株)(現 : Tianma Japan(株))と公害防止に関する協定を締結した。 |
| 3. 2. 25 7. 29 | スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の指定地域に指定された。 ろ過式採取装置による酸性雨調査を開始した。 |
| 4. 3. 12 9. 1 | 秋田地域公害防止計画(平成 3~7 年度)が承認された。 秋田観光開発(株)、(株)南秋田カントリークラブおよび太平山総合開発(株)とゴルフ場の農薬に係る環境保全協定を締結した。 |
| 10. 27~28 | 第 17 回公害苦情処理ブロック(北海道・東北)打合せ会を秋田市で開催した。 |
| 5. 4. 1 4. 2 | 機構改革により、環境部環境保全課となった。 騒音規制法に基づき、秋田県知事により指定地域が一部変更された。 |
| 6. 1 | (財)秋田市緑地管理公社および(財)秋田労働者総合福祉センターの 2 ゴルフ場と環境保全協定を締結した。 |
| 7. 8. 2~1. 23 | 中華人民共和国蘭州市から研修生を受け入れた。 |
| 9. 2. 20 3. 24 | 秋田地域公害防止計画(平成 8~12 年度)が承認された。 秋田市公害防止条例、同施行規則の全部を改正した。 秋田市公害対策審議会規則を一部改正した。 |
| 3. 28 | 騒音規制法に基づき、秋田県知事により指定地域が一部変更された。 |
| 4. 1 | 中核市となった。 |
| 11. 3. 16 | 都市計画法の用途地域の変更に伴う指定地域等を見直した。 ・騒音規制法に基づく規制する地域の指定、規制基準の設定等を告示した。 ・振動規制法に基づく地域の指定、規制基準の設定等を告示した。 ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定および規制基準の設定をした。 |
| 3. 19 | 秋田市環境基本条例を制定した。 秋田市公害防止条例、同施行規則の一部を改正した。 |
| 10. 1 | 秋田市公害対策審議会規則を廃止し、秋田市環境審議会規則を制定した。 |
| 10. 13~14 | 秋田市環境審議会を設置した。 第 24 回公害苦情相談員等ブロック会議(北海道・東北ブロック)を秋田市で開催した。 |
| 12. 1 | 秋田市環境監視情報システムを整備した。 |
| 12. 3. 21 3. 27 | 自動車騒音の限度を定める總理府令に基づく区域を告示した。 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|--------------|---|
| 13. 2. 26 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 3. 16 | 秋田市環境基本計画を策定した。 |
| 13. 3. 30 | 秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画を策定した。 |
| 15. 3. 24 | 秋田市自然環境保全条例を制定した。 秋田市公害防止条例の一部を改正した。 |
| 7. 28 | 秋田市汚染土壤浄化施設の設置および維持管理に関する指導要綱を策定した。 |
| 16. 12. 27 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 17. 1. 11 | 旧河辺町、旧雄和町と市町合併が行われた。 |
| 10. 5 | 秋田市公害防止条例の一部を改正した。 |
| 18. 11. 8~9 | 第31回公害苦情相談員等ブロック会議(北海道・東北ブロック)を秋田市で開催した。 |
| 19. 2. 15 | (株)秋田優石の公害防止に関する協定を廃止した。 |
| 3. 31 | 添川および太平一般環境大気測定局を廃止した。 |
| 21. 2. 24 | 秋田ジンクリサイクリング(株)と公害防止に関する協定を締結した。 |
| 5. 25 | 新屋一般環境大気測定局舎を西部市民サービスセンターへ移設した。 |
| 23. 3. 28 | 将軍野一般環境大気測定局舎を移設新築した。 |
| 3. 31 | 土壤汚染対策法の改正に伴い、秋田市汚染土壤の処理に関する指導要綱を全部改正した。 |
| 5. 12 | 土崎一般環境大気測定局舎を北部市民サービスセンターへ移設した。 |
| 6. 10 | 東北電力(株)秋田火力発電所のガスタービン発電設備に係る環境保全に関する覚書を締結した。 |
| 8. 9 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 10. 20 | 茨島環境大気測定局舎を移設新築した。 |
| 24. 2. 15 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 4. 1 | 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を指定し告示した。 |
| 25. 3. 25 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 5. 24 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 10. 31~11. 1 | 第38回公害苦情相談員等ブロック会議(北海道・東北ブロック)を秋田市で開催した。 |
| 26. 9. 19 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 27. 3. 24 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 4. 1 | 騒音規制法に基づく区域指定、規制基準の告示を一部改正した。 |
| 5. 18 | 騒音規制法に基づく区域指定、規制基準の告示を一部改正した。 |
| 7. 3 | 秋田市ペット園の設置等に関する条例を制定した。 |
| 28. 1. 26 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を一部追加指定し告示した。 |
| 28. 2. 10 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 4. 5 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 4. 28 | 山王一般環境大気測定局舎を秋田市新庁舎内へ移設した。 |
| 11. 14 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 29. 1. 4 | みちのくコカ・コーラプロダクツ(株)秋田工場の公害対策に関する協定を解除した。 |
| 7. 24 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 30. 3. 19 | 秋田市公害防止条例の一部を改正した。 |
| 8. 3 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 31. 3. 18 | 東北電力(株)秋田火力発電所のガスタービン発電設備に係る環境保全に関する覚書を廃止した。 |
| 4. 1 | 市内河川の水生生物の保全に係る類型指定が行われたことに伴い、水質環境基準項目の調査を開始した。 |

| 年 月 日 | 事 項 |
|----------|--------------------------------------|
| 令 和 | |
| 2. 6. 1 | 仁井田一般環境大気測定期局舎を仁井田地区コミュニティセンターへ移設した。 |
| 2. 7. 10 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 3. 1. 29 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |
| 4. 3. 31 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部を改正した。 |
| 7. 6 | 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を指定し告示した。 |

2 環境部事務分掌

令和5年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 環境総務課 庶務担当 地球温暖化対策担当 兼環境企画担当 新エネルギー担当 | (1) 廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (2) 環境部に係る委託契約に関すること。 (3) 環境施策についての企画に関すること。 (4) 環境基本計画に関すること。 (5) 環境政策の調査および総合調整に関すること。 (6) 地球温暖化対策に関すること。 (7) 地球温暖化対策実行計画に関すること。 (8) エコあきた行動計画の推進に関すること。 (9) エネルギー政策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (10) 環境教育および環境学習に関すること。 (11) 市民の環境活動に関すること。 (12) 自然環境の保全に関すること。 (13) 環境審議会に関すること。 (14) 部内の連絡調整に関すること。 (15) 部の予算経理に関すること。 |
| 環境都市推進課 計画担当 ごみ減量推進担当 業務担当 住宅環境保全担当 | (1) 一般廃棄物に関する企画および調整に関すること。 (2) 一般廃棄物の処理に係る計画および調査統計に関すること。 (3) 一般廃棄物処理業の許可に関すること。 (4) 一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること。 (5) 一般廃棄物の排出および減量の啓発および指導に関すること。 (6) 一般廃棄物の再利用等に関すること。 (7) 一般廃棄物の収集運搬に係る計画および調査統計に関すること。 (8) 一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督に関すること。 (9) ごみの減量の推進に関すること。 (10) 凈化槽清掃業の許可に関すること。 (11) 凈化槽清掃業者の指導監督に関すること。 (12) 公衆便所に関すること。 (13) 廃棄物関係法令に係る諸届出（一般廃棄物に係るものうち、一般廃棄物処理施設に係るものをお除いたものに限る。）の受理等に関すること。 (14) 秋田市一般廃棄物処理施設整備基金の管理に関すること。 (15) 管理不良状態にある住宅等の対策に関すること。 (16) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 (17) 生活環境保全審議会に関すること。 |
| 環境保全課 調査指導担当 浄化槽担当 | (1) 公害防止対策に係る企画および調整に関すること。 (2) 公害関係法令に係る諸届出の受理に関すること。 (3) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視および測定ならびに防止の指導に関すること。 (4) 騒音等の規制地域の指定および規制基準の設定に関すること。 (5) テレメータの管理に関すること。 (6) 公害の苦情および紛争の処理に関すること。 (7) 有害化学物質対策に関すること。 (8) 汚染土壤処理業の許可等に関すること。 (9) 浄化槽保守点検業者の登録および指導監督に関すること。 (10) 浄化槽設置等の届出の受理等に関すること。 (11) ペット霊園の設置に係る処分等に関すること。 |
| 廃棄物対策課 産業廃棄物担当 監視・指導担当 | (1) 一般廃棄物処理施設の許可に関すること。 (2) 一般廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関すること。 (3) 廃棄物の不法投棄に関すること。 (4) 産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設の許可に関すること。 (5) 産業廃棄物処理業者および産業廃棄物処理施設の設置者の指導監督に関すること。 (6) 産業廃棄物を排出する事業者の指導に関すること。 (7) 廃棄物関係法令に係る諸届出（他の所管に属するものを除く。）の受理等に関すること。 |
| 総合環境センター 管理担当 施設担当 施設整備担当 | (1) ごみ処理施設の運営および維持管理に関すること。 (2) 廃棄物の受入れの承諾および廃棄物の搬入者の指導監督に関すること。 (3) リサイクルプラザの運営および維持管理に関すること。 (4) 廃棄物処理技術等の調査研究に関すること。 (5) 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。 (6) し尿処理施設の運営および維持管理に関すること。 |

秋田市行政組織規則 昭和56年5月29日 規則第18号

3 秋田市環境審議会および秋田市公害対策審議会開催状況

(1) 秋田市環境審議会開催状況（平成 11 年 10 月設置）

| 回 | 年月日 | 審議内容 |
|----|--------------|---|
| 1 | 平成 11. 10. 7 | 会長、副会長の選任、審議会の運営に関し必要な事項について（審議、決定） 環境行政の概要について（説明） |
| 2 | 12. 1. 28 | 秋田市公害防止条例施行規則の工場等に係る騒音の規制基準について（諮問） 自動車騒音の要請限度に関する区域の指定について（諮問） 秋田市環境基本計画の在り方について（諮問） |
| 3 | 2. 29 | 自動車騒音の要請限度に関する区域の指定について（審議、答申） 秋田市環境基本計画の在り方について（審議、答申） |
| 4 | 11. 2 | 秋田市環境基本計画（素案）について |
| 5 | 13. 2. 6 | 秋田市環境基本計画案について（諮問） |
| 6 | 2. 27 | 秋田市環境基本計画案について（答申） 第一製薬株式会社の新薬製造について（報告） 「秋田市の環境」について（報告） |
| 7 | 11. 1 | 会長、副会長の選任（審議、決定） ダイオキシン類常時監視調査結果について（報告） 秋田市の環境の状況について（報告） |
| 8 | 14. 12. 26 | 秋田市の環境の状況について（報告） 秋田市環境基本計画の進捗状況について（報告） (仮称) 秋田市自然環境保全条例の制定について（報告） |
| 9 | 15. 2. 4 | 自然環境保全に係る条例のあり方について（諮問、答申） 嗅覚測定法による悪臭の指導について（諮問、答申） |
| 10 | 11. 6 | 会長、副会長の選任 秋田市環境基本計画の進捗状況について（報告） 秋田市の環境の状況について（報告） |
| 11 | 16. 4. 26 | 秋田市環境都市宣言について（報告） 環境貯金箱、市民版 ISO について（報告） 自然環境の保全について（報告） |
| 12 | 17. 2. 14 | 秋田市環境基本計画の進捗状況について（報告） 秋田市の環境の状況について（報告） 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（報告） |
| 13 | 7. 15 | 秋田市内の自然環境調査結果について（報告） 公害防止協定の一部改正について（報告） 秋田市の環境について（報告） |
| 14 | 18. 1. 31 | 秋田市環境基本計画の進捗状況について（報告） 秋田市環境基本計画の見直しについて（報告） 秋田市の環境について（報告） 公害防止協定の一部改正について（報告） |
| 15 | 18. 7. 19 | 大気常時監視測定局の配置の見直しについて（諮問） 秋田市環境基本計画の見直しについて（報告） |
| 16 | 18. 10. 5 | 大気常時監視測定局の配置の見直しについて（審議） 秋田市環境基本計画の見直しについて（報告） |
| 17 | 18. 11. 6 | 大気常時監視測定局の配置の見直しについて（答申） |
| 17 | 19. 2. 2 | 秋田市環境基本計画の見直しについて（報告） 公害防止協定の一部改正について（報告） |

| 回 | 年月日 | 審議内容 |
|----|---------------|--|
| 18 | 19. 8. 9 | 平成 18 年版の「秋田市の環境」の概要について（報告） |
| 19 | 20. 2. 6 | 会長および副会長の選出 秋田市環境基本計画の進捗状況について（報告） |
| | 20. 8. | 平成 19 年版の「秋田市の環境」の概要について（報告） |
| 20 | 20. 8. 7 | 平成 20 年版の「秋田市の環境」の概要について（報告） |
| 21 | 20. 12. 7 | 公害防止に関する協定について（諮問） |
| 22 | 21. 7. 9 | 平成 21 年版の「秋田市の環境」の概要について（報告） |
| 23 | 22. 2. 15 | ゴルフ場の農薬に係る環境保全協定書の一部改正について（報告） |
| 24 | 22. 12. 21 | （仮称）秋田市地球温暖化対策実行計画（素案）について |
| 25 | 23. 2. 15 | （仮称）秋田市地球温暖化対策実行計画（案）について |
| 26 | 23. 11. 28 | 会長および副会長の選出 秋田市環境基本計画の見直し（素案）について |
| 27 | 24. 1. 30 | 秋田市環境基本計画の見直しについて（報告） 公害防止協定の一部改正について（諮問） |
| | | 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問） |
| 28 | 25. 5. 20 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問） |
| 29 | 26. 7. 25 | 会長および副会長の選出 秋田市地球温暖化対策実行計画の見直しについて |
| 30 | 26. 11. 21 | 公害防止協定の一部改正について |
| 31 | 27. 2. 13 | 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問） 公害防止協定の一部改正について |
| | | 秋田市地球温暖化対策実行計画の見直しについて |
| 32 | 27. 4. 28 | 騒音規制法および振動規制法に基づく規制基準等を定める告示の一部改正について（諮問） |
| | | 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問） |
| 33 | 27. 8. 7 | 秋田市環境基本計画の見直しについて 秋田市地球温暖化対策実行計画の見直しについて |
| | | 秋田市環境審議会規則の一部改正について |
| 34 | 27. 11. 25 | 会長および副会長の選出 秋田市公害防止条例施行規則の一部改正について（諮問） |
| | | 秋田市地球温暖化対策実行計画の見直し素案について |
| 35 | 28. 2. 17 | 秋田市地球温暖化対策実行計画の見直しについて 秋田市環境基本計画改定に向けた取組みについて |
| 36 | 28. 6. 1 | 秋田市生活環境の保全に関する条例（仮称）の策定について |
| 37 | 28. 8. 29 | 秋田市環境基本計画の改定について（諮問） |
| 38 | 28. 11. 24 | 秋田市環境基本計画の改定について（諮問） 秋田市自然環境ガイドライン（案）について |
| 39 | 29. 6. 5 | 秋田市環境基本計画の改定について |
| 40 | 29. 8. 22 | 秋田市環境基本計画の改定について |
| 41 | 令和 4. 7. 5 | 秋田市環境基本計画の中間見直しについて 大気環境測定期局の廃止について（諮問） |
| 42 | 4. 10. 12 | 秋田市環境基本計画の中間見直し（素案）について 大気環境測定期局の廃止について（報告） |
| 43 | 5. 1. 31 | 秋田市環境基本計画の中間見直しについて（諮問） |

(2) 秋田市公害対策審議会開催状況（昭和44年11月～平成11年3月）

| 回 | 年 月 日 | 審 議 内 容 |
|----|-------------------|---|
| 1 | 昭 和 44. 11. 24 | 審議会運営及び会長・副会長の選任 |
| 2 | 12. 4 | 秋田市公害防止条例に基づく環境基準及び規制基準について（諮問） |
| 3 | 45. 12. 1 | 秋田市公害防止条例施行規則及び環境基準の一部改正について（諮問） 同和鉱業株秋田亜鉛製錬所の公害防止対策並びに茨島地区の大気汚染実態調査について |
| 4 | 46. 7. 16 | 秋田市の公害の現状と対策について（報告） 東北電力(株)秋田火力発電所3号機の建設について |
| 5 | 7. 30 | 東北電力(株)秋田火力発電所3号機建設に伴う公害防止対策について（諮問） |
| 6 | 12. 8 | 秋田市の公害の現状について（報告）及び会長・副会長の選出 |
| 7 | 47. 6. 2 | 公害モニター、テレメータシステム、東北製紙(株)の公害防止対策及び会長選出 |
| 8 | 8. 28 | 秋田市公害防止条例の一部改正並びに悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について（諮問） |
| 9 | 12. 21 | 秋田市公害防止条例施行規則並びに秋田市公害対策審議会規則の一部改正について（諮問） |
| 10 | 48. 8. 3 | 〔秋田製錬(株)との公害対策に関する協定の一部改正について（諮問）〕 |
| 11 | 8. 20 | |
| 12 | 11. 8 | 向浜地区終末処理場の設置に伴う公害対策について（諮問） |
| 13 | 49. 1. 17 | 会長及び副会長の選任 |
| 14 | 7. 16 | 秋田ベークライト(株)及び東北電力(株)秋田火力発電所に関する公害防止協定の一部改正について（諮問） |
| 15 | 11. 21 | 騒音規制法に基づく指定地域の変更及び秋田市公害防止条例の一部改正について（諮問） |
| 16 | 50. 12. 19 | 会長・副会長選任、東北電力(株)秋田火力発電所4号機増設計画について |
| 17 | 51. 2. 20 | 東北電力(株)秋田火力発電所4号機増設計画の公害防止対策について |
| 18 | 4. 23 | 副会長選任、東北電力(株)秋田火力発電所の公害防止対策について（諮問） |
| 19 | 52. 4. 26 | 第一製薬(株)秋田工場(仮称)の立地計画の概要と公害防止対策について " の公害対策について（説明） |
| 20 | 7. 29 | 第一製薬(株)秋田工場(仮称)の公害対策について（諮問） |
| 21 | 8. 12 | 会長・副会長の選任、秋田火力発電所4号機について |
| 22 | 11. 29 | 東北電力(株)秋田火力発電所4号機工事進捗状況について |
| 23 | 54. 1. 12 | 第一製薬(株)秋田工場(仮称)工事進捗状況について |
| 24 | 7. 24 | 第一製薬(株)秋田工場の公害対策について（諮問） |
| 25 | 11. 27 | 会長・副会長の選任、東北電力(株)秋田火力発電所及び第一製薬(株)秋田工場視察 |
| 26 | 55. 3. 25 | 東北製紙(株)秋田工場の公害対策に関する協定について（諮問） |
| 27 | 11. 21 | 東北電力(株)秋田火力発電所4号機及び第一製薬(株)秋田工場について |
| 28 | 56. 7. 28 | 昭和56年度版「秋田市の環境」について |
| 29 | 11. 20 | 会長・副会長の選任、第一製薬(株)秋田工場の製造品名の一部変更について |
| 30 | 57. 7. 30 | 新日本電気秋田工場の概要と同和鉱業株半導体材料研究所建設について 河川の水質保全対策について（8月11日秋田市長に要望書提出） |
| 31 | 11. 22 | 大気汚染監視測定局の見直し、第一製薬(株)秋田工場の製造品目の変更について |
| 32 | 58. 11. 8 | 第一製薬(株)秋田工場の公害対策に関する協定の一部改正について |
| 33 | 59. 11. 9 | 昭和58年度版「秋田市の環境」について（報告）並びに廃乾電池の処理について（講演） |
| 34 | 60. 11. 28 | 会長・副会長の選任、昭和59年度版「秋田市の環境」について（報告）並びに 秋田テクノポリスの事業実施計画について（講演） |
| 35 | 61. 11. 26 | 住ベメディカル(株)について（報告）及び昭和60年度版「秋田市の環境」について（報告） |
| 36 | 62. 1. 28 | 秋田ベークライト(株)の公害対策に関する協定の一部改正について（諮問） |
| 37 | 11. 24 | 会長・副会長の選任、昭和61年度版「秋田市の環境」について（報告）並びに 大気汚染監視測定局の見直しについて（説明） |
| 38 | 63. 11. 22 | 進出企業((株)エドウェイン)について（報告）及び昭和62年度版「秋田市の環境」について（報告） |

| 回 | 年月日 | 審議内容 |
|----|--------------|--|
| 39 | 平成元. 11. 27 | 会長・副会長の選任、東北製紙(株)秋田工場の増設計画及び東北電力(株)秋田火力発電所1、3号機の運転再開について（説明）並びに昭和63年度版「秋田市の環境」について（報告） |
| 40 | 2. 1. 11 | 東北製紙(株)秋田工場視察 |
| 41 | 2. 26 | 東北製紙(株)秋田工場増設に伴う公害対策に関する協定の全面改定及び東北電力(株)秋田火力発電所3号機の運転再開に伴う公害対策に関する協定の一部改正について（諮問） |
| 42 | 9. 26 | 秋田日本電気(株)の公害防止対策について（諮問） |
| 43 | 3. 12. 2 | 会長・副会長の選任、大王製紙(株)秋田工場の立地について（説明） |
| 44 | 4. 5. 22 | 副会長の選任、大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策について（諮問） 部会を設置 |
| | | 既存ゴルフ場との環境保全協定締結にあたっての考え方について（報告） |
| 45 | 5. 2. 2 | 悪臭防止法に基づく規制地域等の変更について（諮問） |
| | | 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の変更について（諮問） |
| | | 大王製紙(株)秋田工場との公害防止協定締結までのスケジュールについて（説明） |
| 46 | 11. 29 | 大王製紙(株)秋田工場の公害対策について（報告） 「第一製薬(株)秋田工場の公害対策に関する協定書」の改正について（報告） |
| 47 | 6. 3. 23 | 秋田日本電気(株)のTFTカラー液晶の製造について（説明） 秋田日本電気(株)の公害防止に関する協定書の一部改正について（諮問） |
| | | 秋田住友ベーク(株)（秋田ペークライト(株)等の4社合併により設立）について（説明） |
| 48 | 11. 30 | 秋田住友ベーク(株)の公害防止対策について（諮問） |
| 49 | 7. 1. 19 | 悪臭防止法に基づく規制基準の設定（物質追加）について（諮問） |
| 50 | 8. 1. 24 | 悪臭防止法に基づく規制基準の設定（排水の悪臭規制追加）について（諮問） |
| | 5. 17～12. 25 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策について部会で検討（計5回） |
| 51 | 11. 8 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策に係る住民等意見陳述 秋田市公害防止条例の改正について（諮問） |
| 52 | 12. 18 | 秋田市公害防止条例の改正について（審議） |
| 53 | 9. 1. 14 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策について（部会報告） 秋田市公害防止条例の改正について（審議、答申） |
| 54 | 2. 6 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策について（審議） |
| 55 | 2. 25 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策について（審議、3月10日付け答申） |
| 56 | 10. 1. 27 | 大王製紙(株)秋田工場の公害防止対策に係る答申後の状況について（報告）及び平成8年度版「秋田市の環境」について（報告） |
| 57 | 11. 2. 19 | 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について（諮問、答申） 騒音規制法に基づく規制地域の指定等について（諮問、答申） 振動規制法に基づく規制地域の指定等について（諮問、答申） 秋田市の環境について（報告） |
| | | 平成11年4月1日 公害対策審議会を環境審議会へ改正 |

4 公害防止協定締結状況（主要工場）

(令和5年4月1日現在)

| 対象企業 | 締結等年月日 | ばい煙対策 | | | | | | | | ふっ素 昭和58年 12月以降 (mg/m³N) | |
|--------------------|--|---|----------------------------------|--|--|--|--|--|---|-----------------------------------|--|
| | | 施設 | 煙突高 (m) | 硫黄酸化物 | | 窒素酸化物 | | ばいじん (昭和55年7月以降) | | | |
| | | | | 排出濃度 (ppm) | 排出量 (m³N/時) | 排出濃度 (ppm) | 排出量 (m³N/時) | 排出濃度 (g/m³N) | 排出量 (kg/時) | | |
| 東北電力(株) 秋田火力発電所 | 昭和 44. 6. 21(覚書) 46. 9. 1(協定) 51. 7. 31(協定) 平成 2. 2. 28(改正) 4. 3. 31(改正) 15. 12. 2(改正) 19. 3. 27(改正) 23. 6. 10(覚書) 31. 3. 18(覚書廃止) 令和 元. 8. 30(改正) 2. 3. 11(改正) | 4号機 | 180 | 160以下 | 240以下 | 110以下 | 176以下 | 0.03以下 | 44以下 | — | |
| 日本製紙(株) 秋田工場 | 昭和 45. 5. 21(協定) 47. 1. 12(改正) 55. 4. 18(協定) 59. 6. 25(改正) 60. 10. 14(改正) 平成 2. 3. 31(協定) 3. 4. 12(改正) 7. 6. 30(改正) 13. 11. 26(改正) 15. 11. 6(改正) 17. 10. 12(改正) 18. 12. 15(改正) 令和 4. 6. 30(改正) | 1号重油ボイラー 2号回収ボイラー 3号回収ボイラー 石灰焼成炉 2号廃棄物焼却炉 5号新エネルギーボイラー | 60 95 60 30 30 59 | 130以下 95以下 18以下 120以下 57以下 91以下 | 15.9以下 18.6以下 3.74以下 4.3以下 7.9以下 15.7以下 | 190以下 123以下 123以下 200以下 106以下 110以下 | 24以下 19.6以下 23.0以下 15.5以下 14.7以下 21.9以下 | 0.10以下 0.20以下 0.10以下 0.29以下 0.04以下 0.06以下 | 12.6以下 39.1以下 21.1以下 22.5以下 4.8以下 12.0以下 | — | |
| 秋田製錬(株) | 昭和 45. 12. 28(協定) 48. 10. 1(改正) 59. 6. 25(改正) 62. 3. 17(改正) 平成 9. 4. 28(改正) 10. 4. 30(改正) 13. 7. 24(改正) 17. 6. 1(改正) 18. 11. 2(改正) 21. 3. 27(改正) 22. 11. 30(改正) 令和 元. 6. 26(改正) 2. 5. 29(改正) 2. 8. 7(改正) | LNGボイラー 吸收塔 焙焼炉 亜鉛溶解炉 | — — — — | — 48.0以下 — — | — — — — | — — — — | 0.10以下 — 0.05以下 0.15以下 | — — — — | — — — — | — | |
| 秋田住友 ペーク(株) | 昭和 49. 8. 1(協定) 62. 2. 10(改正) 平成 6. 12. 21(協定) 8. 7. 1(改正) 9. 5. 1(改正) 11. 3. 30(改正) 15. 1. 15(改正) 16. 4. 15(改正) 23. 2. 18(改正) 24. 2. 10(改正) 26. 12. 24(改正) | ボイラー(脱硫装置なし) 一次焼成装置 二次焼成装置 | — — — | k=3以下 — k=1以下 | 110以下 — — | — — — | 0.09以下 — 0.04以下 | — — — | — — — | — | |

| 対象企業 | 排水対策 | | | | | | | | | | | | | | 悪対 臭策 | 騒 音 策 | | |
|--------------------|-----------------------------|-------------|----------------------------|-------------|--------------------|--------------------------|--------------------|----------------|---------------------------|-----------|------------|------------|----|-----|--|----------------------------|--|--|
| | 排水量および 温度差 | | 排水 基準 | p H | (mg/L) | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和55年 7月以降 | | | | B O D | C O D | S S | フェ ノー ル類 | h-ヘキ サン抽 出物質 含有量 | Cd | Zn | Cu | Pb | F | | | | |
| | 排水量 (t/秒) | 温度差 (°C) | 測定 地点 | | 5.8~8.6 5.0~9.0 | 160 (120) | 160 (120) | 200 (150) | 5 | 5 | 0.1 | 5 | 3 | 0.1 | 8 15 | | | |
| 東北電力(株) 秋田火力発電所 | 28.9 | 7.0 以下 | 総合 排水 処理 装置 出口 | 6.0~ 8.0 | — | 20 以下 | 30 以下 | — | 2 以下 | — | — | — | — | — | — | 騒音規制 法第4種 区域規制 基準 | | |
| 日本製紙(株) 秋田工場 | 116千m ³ /日 以下 | | 排水口 | 5.8~ 8.0 | — | 150以 下 (110 以下) | 90以下 (65 以下) | — | — | — | — | — | — | — | 敷地境界 線上6段階 臭気強度 表示法: 2.5以下 | 騒音規制 法第4種 区域規制 基準 | | |
| 秋田製錬(株) | — | 清澄池 出口 | 6.0~ 11.0 | — | 10 以下 | 70 以下 | — | — | 0.05 以下 | 4.0 以下 | 0.5 以下 | 0.5 以下 | — | — | — | — | | |
| | | 排水口 | 6.0~ 8.5 | — | — | — | — | — | 0.01 以下 | 0.4 以下 | 0.05 以下 | 0.05 以下 | — | — | — | — | | |
| 秋田住友 ベーカ(株) | — | 排水口 | 6.0~ 8.5 | 30 以下 | 30 以下 | 40 以下 | 0.5 以下 | — | — | — | — | — | — | — | 住宅側敷 地境界に おいて悪 臭が感知 されない 程度 | 騒音規制 法第4種 区域規制 基準 | | |

(令和5年4月1日現在)

| 対象企業 | 締結等年月日 | ばい煙対策 | | | | | | | |
|----------------------------|--|------------|------------|---------------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|---------------------|--|
| | | 施設 | 煙突高 (m) | 硫黄酸化物 | | 窒素酸化物 | | ばいじん (昭和55年7月以降) | ふつ素 昭和58年 12月以降 (mg/m ³ N) |
| | | | | 排出濃度 (ppm) | 排出量 (m ³ N/時) | 排出濃度 (ppm) | 排出量 (m ³ N/時) | | |
| アルフレッサ ファイン ケミカル(株) | 昭和 52. 9. 12(締結) 54. 8. 1(改正) 57. 12. 3(改正) 58. 12. 13(改正) 平成 6. 3. 31(改正) 13. 2. 9(改正) 17. 1. 11(改正) 19. 2. 5(改正) 23. 7. 28(改正) 27. 8. 21(改正) 29. 5. 1(改正) 31. 1. 22(改正) 令和 5. 3. 10(改正) | ボイラー | 30以上 | 燃料中 S分0.1% 以下 | 4.37以下 | 130以下 | — | 0.05以下 | — |
| | | 廃棄物 焼却炉 | 20以上 | | 0.18以下 | 150以下 | — | 0.03以下 | — |
| Tianma Japan (株)秋田工場 | 平成 2. 10. 19(協定) 6. 5. 9(改正) 16. 2. 6(改正) 19. 4. 16 (地位承継) 23. 7. 22 (商号変更) 29. 7. 1 (商号変更) 令和 元. 5. 16(改正) | ボイラー | — | 灯油・ ガス等を 優先 | k=5以下 | 150以下 | — | 0.15以下 | — |
| 秋田ジンク リサイクリング(株) | 平成 21. 2. 24(協定) 29. 12. 1(改正) 30. 11. 9(改正) | ボイラー | — | — | — | 180以下 | — | 0.15以下 | — |

| 対象企業 | 排水対策 | | | | | | | | | | | | 悪対 臭 騒 音 策 | |
|----------------------------|--|--------------------------------|----------------|--------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------------|--|--|--|----------------------------|
| | 排水量および 温度差 | | 排水 基準 pH | (mg/L) | | | | | | | | | | |
| | 昭和55年 7月以降 | | | BOD | COD | SS | フェ ノー ル類 | n-ヘキ サン抽出物質 含有量 | Cd | Zn | Cu | Pb | | |
| | 排水量 (t/秒) | 温度差 (°C) | | 5.8~8.6 5.0~9.0 | 160 (120) | 160 (120) | 200 (150) | 5 | 5 | 0.1 | 5 | 3 | 0.1 | 8 15 |
| アルフレッサ ファイン ケミカル(株) | 8,000m ³ /日 以下 7 °C以下 | 排水口 | 6.0~ 8.5 | — | 25 以下 | 25 以下 | 0.3 以下 | 1 以下 | — | — | 緊急時対策 500m ³ 以上の 沈殿池を設 置 | 10 以下 | 工場の敷 地境界に おいて悪 臭が感知 されない 程度 | 騒音規制 法第4種 区域規制 基準 |
| Tianma Japan (株)秋田工場 | — | 排水口 | 6.0~ 8.5 | 25 以下 | 25 以下 | 30 以下 | — | 10 以下 | Cr (mg/L) 1以下 | Cr ⁶⁺ (mg/L) 0.1以下 | 8 以下 | 敷地境界 線上6段 階臭気強 度表示 法:2.5 以下 | 騒音規制 法第3種 区域規制 基準並み | |
| 秋田ジンク リサイクリング (株) | — | (秋田 製錬 放流前) 廃液 タンク | 6.0~ 8.5 | — | 25 以下 | 70 以下 | — | — | 0.03 以下 | 1.0 以下 | 0.5 以下 | 0.05 以下 | — | — |

5 環境保全協定締結状況

(令和5年4月1日現在)

| 対象企業 | 締結年月日 | ゴルフ場の名 称 | 農薬の使用制限等 | | | 水質の監視・測定 | | |
|---------------------------|---|------------------------|--|-------|-------|----------|---------------|--|
| | | | 農薬の 使用制限等 | 使用計画書 | 使用実績書 | 測定地点 | 測定回数 | 排出水等の 農薬濃度 |
| 秋田観光 開発（株） | 平成 4. 9. 1 22. 3. 1 (一部改正) | 秋田 カントリー クラブ | 農薬取締法施行 令第2条、第3 条、及び第4条 に規定する作物 残留性農薬、土 壤残留性農薬及 び水質汚濁性農 薬使用禁止 | 3月末まで | 3月末まで | 排出水 | 3回／年 | 指針値以下 |
| (株) 南秋田 カントリー クラブ | | 南秋田 カントリー クラブ | | | | | | |
| 太平山 総合開発 (株) | | 秋田太平山 カントリー クラブ | | | | | | |
| (株) 秋田椿台 ゴルフクラブ | 平成 5. 3. 30 22. 3. 1 (一部改正) | 秋田椿台 ゴルフ クラブ | 低魚毒性農薬 のみ使用可 (除草剤禁止) | 3月末まで | 4月末まで | 排出水 | 3回／年 | 指針値の 1/2以下 pH6.0～7.5 BOD30mg/L 以下 SS 70mg/L 以下 |
| ノースハンプトン ゴルフ俱楽部 (株) | 平成 3. 11. 20 22. 3. 1 (一部改正) | ノース ハンプトン ゴルフ俱楽部 | | | | | | |
| (株) 松美造園 建設工業 | 平成 5. 6. 1 19. 7. 6 (地位承継) 22. 3. 1 (一部改正) 29. 4. 1 (地位承継) | リフレッシュ ガーデン | 原則使用禁止 (除草剤禁止) | 3月末まで | 4月末まで | 調整池 | 指針値の 1/5以下 | |
| (公財) 秋田市 総合振興公社 | 平成 5. 6. 1 22. 3. 1 (一部改正) | リバーサイド グリーン | | | | | | |

6 土壤汚染対策法に基づく指定区域一覧

(令和5年3月31日現在)

| 要措置区域 /形質変更時要届出区域 | 指定年月日 (告示年月日) | 所在地 | 面積(m ²) | 調査契機 | 特定有害物質の項目 | | |
|--------------------------|----------------------------------|---|---------------------|------|--|----|----|
| | | | | | 特定有害物質の種類 | 溶出 | 含有 |
| 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域) | H23. 8. 9 | 秋田県秋田市新屋鳥木町1-195 | 170.00 | 第14条 | 砒素及びその化合物 | ○ | — |
| 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域) | H25. 3. 25 一部追加 H28. 1. 26 | 秋田県秋田市山王一丁目 1番1の一部、1番2、2番1及び2番2 | 25,851.40 | 第14条 | 砒素及びその化合物 | ○ | — |
| 形質変更時要届出区域 | H26. 9. 19 | 秋田県秋田市向浜一丁目 1-19の一部 | 2,640.00 | 第14条 | 砒素及びその化合物 | ○ | — |
| 形質変更時要届出区域 | H28. 4. 5 | 秋田県秋田市中通七丁目 3番1号の一部 秋田県秋田市檜山字長沼 24番地2の一部及び27番地3の一部 | 3,720.30 | 第14条 | 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 | ○ | — |
| 形質変更時要届出区域 | H28. 11. 14 | 秋田県秋田市茨島三丁目 18-1の一部、18-2、18-3、18-4 | 15,395.45 | 第14条 | カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 | ○ | — |
| 形質変更時要届出区域 | H29. 7. 24 | 秋田県秋田市檜山字長沼 27番3の一部および27番6の一部 | 1,800.00 | 第14条 | 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 | ○ | ○ |
| 形質変更時要届出区域 | H30. 8. 3 | 秋田県秋田市檜山字長沼 1番1の一部および24番2の一部 | 2,314.00 | 第14条 | 鉛及びその化合物 | ○ | ○ |
| 形質変更時要届出区域 | R2. 7. 10 | 秋田県秋田市茨島三丁目 18番地1の一部 | 8,103.23 | 第14条 | カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | ○ | ○ |
| 形質変更時要届出区域 | R3. 1. 28 | 秋田県秋田市茨島三丁目 14番19、18番1の各一部 | 2,009.55 | 第14条 | 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | ○ | ○ |
| 形質変更時要届出区域 | R4. 7. 6 | 秋田県秋田市茨島三丁目 18番の1の一部 | 897,820.00 | 第14条 | カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 | ○ | ○ |

※ ○ : 基準値超過 — : 基準値以下

土壤溶出量基準（上表中「溶出」と記載）

環境大臣が定める方法によって測定した、土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量について、特定物質の種類の区分に応じて定められている。（土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準（別表第4））

土壤含有量基準（上表中「含有」と記載）

環境大臣が定める方法によって測定した、土壤に含まれる特定有害物質の量について、特定物質の種類の区分に応じて定められている。（土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準（別表第5））

7 公害防止管理者等の届出状況

(令和5年3月31日現在)

| 特定工場種別 (選任が必要な公害防止管理者の区分等) | | 特定工場数 |
|-------------------------------|-----------|-------|
| 特定工場数の合計 | | 34 |
| 公害防止統括者 | | 28 |
| 公害防止主任管理者 | | 2 |
| 公害防止管理者 | 大気関係第1種 | 2 |
| | 大気関係第2種 | 1 |
| | 大気関係第3種 | 11 |
| | 大気関係第4種 | 8 |
| | 水質関係第1種 | 2 |
| | 水質関係第2種 | 7 |
| | 水質関係第3種 | 2 |
| | 水質関係第4種 | 4 |
| | 騒音関係 | 1 |
| | 特定粉じん関係 | 0 |
| | 一般粉じん関係 | 8 |
| | 振動関係 | 1 |
| | ダイオキシン類関係 | 1 |

特定工場

対象業種に該当し、かつ公害発生施設を設置しており一定の要件を満たす工場

対象業種：製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

公害発生施設：ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、
一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設

8 環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年環告第25号 最終改正：平成8年環告第73号）

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年環告第38号 最終改正：平成8年環告第74号）

微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環告第33号）

| 物 質 | 二酸化いおう | 一酸化炭素 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 光化学オゾン | 微小粒子状物質 |
|-------------|--|--|---|--|----------------------|---|
| 環 境 上 の 条 件 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 短 期 的 評 価 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下 | | 1時間値が0.06ppm以下 | |
| 長 期 的 評 価 | 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下 | 1日平均値の2%除外値が10ppm以下 | 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下 | 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下 | | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下 |
| | 年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの（1日平均値の2%除外値）について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合は環境基準に適合しないこととする。 | | | 年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。 | | 98%値は年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。 |

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年環告第4号 最終改正：平成30年環告第100号）

| 物 質 | 環 境 上 の 条 件 | 測 定 方 法 |
|------------|---------------------------------------|--|
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法。 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | |

対象地域：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。

【参考】環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）

| 物 質 名 | 指 針 値 | 指針値が示された答申 |
|-------------|--|---------------|
| アクリロニトリル | 1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。 | 第7次（平成15年7月） |
| アセトアルデヒド | 1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。 | 第12次（令和2年8月） |
| 塩化ビニルモノマー | 1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。 | 第7次（平成15年7月） |
| 塩化メチル | 1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。 | 第12次（令和2年8月） |
| クロロホルム | 1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。 | 第8次（平成18年11月） |
| 1,2-ジクロロエタン | 1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。 | 第8次（平成18年11月） |
| 水銀及びその化合物 | 1年平均値が40ng Hg/m ³ 以下であること。 | 第7次（平成15年7月） |
| ニッケル化合物 | 1年平均値が25ng Ni/m ³ 以下であること。 | 第7次（平成15年7月） |
| ヒ素及びその化合物 | 1年平均値が6ng As/m ³ 以下であること。 | 第9次（平成22年10月） |
| 1,3-ブタジエン | 1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。 | 第8次（平成18年11月） |
| マンガン及びその化合物 | 1年平均値が140ng Mn/m ³ 以下であること。 | 第10次（平成26年5月） |

(3) 水質汚濁および地下水の水質汚濁に係る環境基準

(出典)

・水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環告第59号 最終改正：令和3年10月環告第62号）

・地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環告第10号 最終改正：令和3年10月環告第63号）

ア 人の健康の保護に関する環境基準および地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 健康項目の環境基準値 | 地下水質の環境基準値 |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| カドミウム | 0.003 mg/L 以下 | 0.003 mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.02 mg/L 以下（※6） | 0.02 mg/L 以下（※6） |
| 砒素 | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/L 以下 | 0.0005 mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| ＰＣＢ | 検出されないこと。 | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | — | 0.002 mg/L 以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L 以下 | 0.004 mg/L 以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | 0.1 mg/L 以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 | — |
| 1, 2-ジクロロエチレン | — | 0.04 mg/L 以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下 | 0.006 mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006 mg/L 以下 | 0.006 mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003 mg/L 以下 | 0.003 mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| セレン | 0.01 mg/L 以下 | 0.01 mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/L 以下 | 10 mg/L 以下 |
| ふつ素 | 0.8 mg/L 以下 | 0.8 mg/L 以下 |
| ほう素 | 1 mg/L 以下 | 1 mg/L 以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下 |

備考： 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふつ素およびほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6 六価クロムについては、令和4年3月31日までは 0.05 mg/L

イ 生活環境の保全に関する環境基準 (pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質)

① 河川

| 項目 類型 | 利用目的 の適用性 | 基 準 値 | | | | | 該 当 水 域 | |
|----------|--------------|---------------------------|----------------|--------------|--------------|---------------------|---------|---|
| | | pH | BOD (mg/L) | DO (mg/L) | SS (mg/L) | 大腸菌数 (CFU/100mL) | | |
| 河 川 | AA | 水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1以下 | 7.5以上 | 25以下 | 20以下 | 旭川上流（藤倉橋上流） 太平川上流（地主橋上流） 岩見川上流（三内川合流点上流） 三内川（全域） |
| | A | 水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2以下 | 7.5以上 | 25以下 | 300以下 | 雄物川中流（秋田大橋から南沢川合流点）、新城川上流（新城橋上流）、旭川中流（藤倉橋から添川橋）、太平川中流（地主橋から松崎橋）、岩見川下流（三内川合流点下流）、馬踏川（全域）、 AA・B・C該当水域以外の河川（※6） |
| | B | 水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3以下 | 5以上 | 25以下 | 1,000以下 | 新城川下流（新城橋下流） 草生津川（全域） 旭川下流（添川橋下流） 太平川下流（松崎橋下流） |
| | C | 水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 5以上 | 50以下 | — | 雄物川下流（秋田大橋下流） |
| | D | 工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8以下 | 2以上 | 100以下 | — | |
| | E | 工業用水3級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10以下 | 2以上 | ごみ等の浮遊が認められないこと | — | |

- 備考： 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量（DO）5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については大腸菌数100 CFU/100mlとする。
- 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）／100ml）とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 6 A類型の該当水域は上記の他、地蔵川、鮎川、境川、八田川、宝川、神内川、安養寺川、新波川、平尾鳥川、猿田川、島合川、古川および梵字川も含む。
- 7 令和4年3月31日まで大腸菌群数

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級： ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、 β -中腐水性水機の水産生物用
- 4 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

| 項目 類型 | 利用目的 の適用性 | 基 準 値 | | | | | 該 当 水 域 |
|----------|--------------|-------------------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------------|---|
| | | p H | C O D (mg/L) | D O (mg/L) | S S (mg/L) | 大腸菌数 (CFU/100mL) | |
| 湖 沼 | A A | 水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1以下 | 7.5以上 | 1以下 | 20以下 |
| | A | 水道2級・3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3以下 | 7.5以上 | 5以下 | 300以下 A A・B該当天然湖沼及び人工湖以外の天然湖沼及び人工湖（十和田湖を除く。）である男潟、女潟、空素沼、岩見ダム、旭川ダム |
| | B | 水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5以下 | 5以上 | 15以下 | — |
| | C | 工業用水2級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 8以下 | 2以上 | ごみ等の浮遊が認められないこと。 | — |

備考：1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質質量（S S）の項目の基準値は適用しない。
 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100ml以下とする。
 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100ml以下とする。
 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 5 令和4年3月31日まで大腸菌群数

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級： ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級： コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない程度

③ 海域

| 項目 類型 | 利用目的 の適用性 | 基 準 値 | | | | | 該 当 水 域 |
|----------|--------------|-----------------------------|-----------------|---------------|---------------------|----------------------|---|
| | | p H | C O D (mg/L) | D O (mg/L) | 大腸菌数 (CFU/100mL) | n-ヘキサン抽出物質 (mg/L) | |
| 海 域 | A | 水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 2以下 | 7.5以上 | 300以下 | 検出されないこと。 B・C該当該当海域以外の海域（中部海域のうち下浜沖2km） |
| | B | 水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの | 7.8以上 8.3以下 | 3以下 | 5以上 | — | 雄物川河口から旧雄物川河口までの海域、秋田港及び船川港の港湾区域のうち泊地及び航路を除く海域（C） |
| | C | 環境保全 | 7.0以上 8.3以下 | 8以下 | 2以上 | — | 秋田港及び船川港の港湾区域のうち泊地及び航路 |

備考：1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
 2 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit）/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の保全に係る環境基準(全亜鉛、ノニルフェノール、LAS)

① 河川

| 類型 | 項目 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基 準 値 | | | 該 当 水 域 |
|-----|------|---|---------------|--------------------|-----------------------------|--|
| | | | 全亜鉛 (mg/L) | ノニルフェノール (mg/L) | LAS ^{※2} (mg/L) | |
| 河 川 | 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.001 以下 | 0.03 以下 | 雄物川(全域)、旭川(全域)、太平川(全域)、岩見川(全域)、新城川(新城橋上流)、旧雄物川(全域) |
| | 生物特A | 生物Aの水域うち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.0006 以下 | 0.02 以下 | |
| | 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.05 以下 | 馬踏川(全域)、新城川(新城橋下流)、草生津川(全域)、猿田川(全域)、地蔵川(全域) |
| | 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 以下 | 0.002 以下 | 0.04 以下 | |

[備考] 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
 2 LASとは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩のこと。

② 湖沼および海域

本市に該当水域なし

エ 生活環境の保全に関する環境基準(全窒素、全燐)

※河川に係る全窒素、全燐の基準は規定されていない。

① 湖沼

| 類型 | 項目 | 利用目的の適用性 | 基 準 値 | | 該 当 水 域 |
|-----|-----|--|---------------|--------------|---|
| | | | 全窒素 (mg/L) | 全燐 (mg/L) | |
| 湖 沼 | I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1以下 | 0.005以下 | 市内には該当水域なし (馬踏川が流入する八郎湖が該当。全窒素、全燐共にIV類型) |
| | II | 水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2以下 | 0.01以下 | |
| | III | 水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4以下 | 0.03以下 | |
| | IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6以下 | 0.05以下 | |
| | V | 水産3種、工業用水、農業用水、環境保全 | 1以下 | 0.1以下 | |

[備考] 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級： ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 水道 2 級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産 2 種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産 3 種： コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

② 海域

本市に該当水域なし

【参考】要監視項目および指針値

(平成 5 年環水管第21号 最終改正：令和 2 年環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号)

| 項目 | 公共水域 指針値 | 地下水 指針値 |
|--|----------------------|----------------------|
| クロロホルム | 0.06 mg/L 以下 | 0.06 mg/L 以下 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下 | — |
| 1,2-ジクロロプロパン | 0.06 mg/L 以下 | 0.06 mg/L 以下 |
| p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/L 以下 | 0.2 mg/L 以下 |
| イソキサチオン | 0.008 mg/L 以下 | 0.008 mg/L 以下 |
| ダイアジノン | 0.005 mg/L 以下 | 0.005 mg/L 以下 |
| フェニトロチオン(MEP) | 0.003 mg/L 以下 | 0.003 mg/L 以下 |
| イソプロチオラン | 0.04 mg/L 以下 | 0.04 mg/L 以下 |
| オキシン銅(有機銅) | 0.04 mg/L 以下 | 0.04 mg/L 以下 |
| クロロタロニル(TPN) | 0.05 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下 |
| プロピザミド | 0.008 mg/L 以下 | 0.008 mg/L 以下 |
| EPN | 0.006 mg/L 以下 | 0.006 mg/L 以下 |
| ジクロルボス(DDVP) | 0.008 mg/L 以下 | 0.008 mg/L 以下 |
| フェノブカルブ(BPMC) | 0.03 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 |
| イプロベンホス(IBP) | 0.008 mg/L 以下 | 0.008 mg/L 以下 |
| クロルニトロフェン(CNP) | — | — |
| トルエン | 0.6 mg/L 以下 | 0.6 mg/L 以下 |
| キシレン | 0.4 mg/L 以下 | 0.4 mg/L 以下 |
| フタル酸ジエチルヘキシル | 0.06 mg/L 以下 | 0.06 mg/L 以下 |
| ニッケル | — | — |
| モリブデン | 0.07 mg/L 以下 | 0.07 mg/L 以下 |
| アンチモン | 0.02 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/L 以下 | — |
| エピクロロヒドリン | 0.0004 mg/L 以下 | 0.0004 mg/L 以下 |
| 全マンガン | 0.2 mg/L 以下 | 0.2 mg/L 以下 |
| ウラン | 0.002 mg/L 以下 | 0.002 mg/L 以下 |
| ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA) | 0.00005 mg/L 以下(暫定)※ | 0.00005 mg/L 以下(暫定)※ |

※PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

【参考】水浴に供される公共用水域の水質の判定基準（湖沼を除く）

| 区分 | | ふん便性大腸菌群数 | 油膜の有無 | COD | 透明度 |
|----|-------|-----------------------|--------------|----------|----------------|
| 適 | 水質 AA | 不検出 (検出限界2個／100mL) | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 | 全透 (1m以上) |
| | 水質 A | 100個／100mL 以下 | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 | 全透 (1m以上) |
| 可 | 水質 B | 400個／100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下 | 1m未満 50cm以上 |
| | 水質 C | 1,000個／100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 8mg/L 以下 | 1m未満 50cm以上 |
| 不適 | | 1,000個／100mL を超えるもの | 常時油膜が認められる | 8mg/L 超 | 50cm未満 |

(4) 土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環告第46号 最終改正：令和2年環告第44号）

| 項目 | 環境上の条件 |
|----------------|---|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| クロロエチレン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふつ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |

- 備考：1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、環境基準で定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1・2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準（平成10年環告第64号） 最終改正：平成24年環告第54号

地域の指定（平成24年市告示第96号）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表のとおりとする。

| 地域の 類型 | 基 準 値 | | 該 当 地 域 |
|-----------|---------|---------|--|
| | 昼 間 | 夜 間 | |
| A | 55dB 以下 | 45dB 以下 | 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 |
| B | 55dB 以下 | 45dB 以下 | 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 |
| C | 60dB 以下 | 50dB 以下 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域（臨港地区を除く） 工業地域（臨港地区を除く） |

※昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）については、その環境基準は上表によらず、次表のとおりとする。

| 地 域 の 区 分 | 基 準 値 | |
|---|---------|---------|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60dB 以下 | 55dB 以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB 以下 | 60dB 以下 |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間 (個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に関する基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。) | 70dB 以下 | 65dB 以下 |

※車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年環告第68号 最終改正：令和4年環告第89号）

| 媒 体 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|-----|------------------------------|---|
| 大 気 | 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水 質 | 1 pg-TEQ/L 以下 | 日本産業規格K0312に定める方法 |
| 底 質 | 150 pg-TEQ/g 以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土 壤 | 1,000 pg-TEQ/g 以下 | 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |

備考：1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 規制基準

(1) 大気関係

- ①硫黄酸化物の排出基準（大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）第3条）
政令で定める地域ごとに設定されるKの値を次式に代入して、各ばい煙発生施設ごとに排出口の高さに応じ算定される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 ($m^3 N/h$)

K : 秋田市は 8.76 (河辺・雄和区域にあっては 17.5)

H e : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (m)

(2) ばいじんの排出基準（大気汚染防止法施行規則 別表第2）

| 令1 別 の 表 番 第 号 | 施設名 | 規模 (万 $m^3 N/h$) | 排出基準 | | 備考 |
|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------|--|
| | | | 一般 (g/ $m^3 N$) | 標準酸素濃度 (%) On | |
| 1 | 気体を専焼させるボイラー | 4以上 4未満 | 0.05 0.10 | 5 5 | |
| 1 | 液体を専焼させるボイラー並びに液体及びガスを混焼させるボイラー | 20以上 4~20 1~4 1未満 | 0.05 0.15 0.25 0.30 | 4 4 4 4 | 既設は当分の間 0.07 既設は当分の間 0.18 On は当分の間適用猶予 |
| 1 | 黒液専焼（混焼）ボイラー | 20以上 4~20 4未満 | 0.15 0.25 0.30 | Os Os Os | 既設は当分の間 0.20 既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.35 |
| 1 | 石炭を専焼させるボイラー | 20以上 4~20 4未満 | 0.10 0.20 0.30 | 6 6 6 | 既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.25 既設は当分の間 0.35 |
| 1 | その他ボイラー | 4以上 4未満 | 0.30 0.30 | 6 6 | On は当分の間適用猶予 既設は当分の間 0.40 |
| 2 | ガス発生炉 | — | 0.05 | 7 | |
| 3 | 焙焼炉 | 4以上 4未満 | 0.10 0.15 | Os Os | |
| 5 | 金属溶解炉 | 4以上 4未満 | 0.10 0.20 | Os Os | |
| 6 | 金属加熱炉 | 4以上 4未満 | 0.10 0.20 | 11 11 | 既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.25 |
| 9 | 焼成炉（その他） | 4以上 4未満 | 0.15 0.25 | 15 15 | |
| | 溶解炉（その他） | 4以上 4未満 | 0.10 0.20 | 15 15 | |
| 11 | 乾燥炉（その他） | 4以上 4未満 | 0.15 0.20 | 16 16 | 既設は規模により 0.30 と 0.35 |
| 14 | 溶解炉 | 4以上 4未満 | 0.10 0.20 | Os Os | 小規模既設 0.30 |
| 24 | 鉛溶解炉 | 4以上 4未満 | 0.10 0.20 | Os Os | |
| 29 | ガスタービン | — | 0.05 | 16 | S63.1.31 以前の施設及び非常用施設は当分の間適用猶予 |
| 30 | ディーゼル機関 | — | 0.10 | 13 | |
| 31 | ガス機関 | — | 0.05 | 0 | 非常用施設は当分の間適用猶予 |
| 32 | ガソリン機関 | — | 0.05 | 0 | |

注) 熱源として電気を使用するものは Os とする。

※備考中「既設」とは、昭和58年9月9日までに設置された施設をいう。

【参考】廃棄物焼却炉の排出基準

| 施 設 | 処理能力 (t/h) | 排 出 基 準 | | 備 考 |
|----------------------------|---------------|----------------------|--------------|--|
| | | (g/m ³ N) | 標準酸素濃度(%) On | |
| 平成 10 年 6 月 30 日までに設置されたもの | 4以上 | 0.08 | 12 | 平成 12 年 3 月 31 日まで 排出ガス 4 万 m ³ N 以上の連続炉 0.15 排出ガス 4 万 m ³ N 未満の連続炉 0.50 連続炉以外 0.50 |
| | 2~4 | 0.15 | 12 | |
| | 2未満 | 0.25 | 12 | |
| 平成 10 年 7 月 1 日以後に設置されたもの | 4以上 | 0.04 | 12 | |
| | 2~4 | 0.08 | 12 | |
| | 2未満 | 0.15 | 12 | |

③窒素酸化物の排出基準（大気汚染防止法施行規則 別表第3の2）

(ア)令別表第1の第1項から第24項までの排出基準

(第5次規制後)

| 項 目 番 号 | 細 部 分 類 別 番 号 | ばい煙発生施設の種類 ※1 | 最大定格 排ガス量 (万m ³ N/h) | 残存 酸素 濃度 | 設 置 時 期 に お け る 排 出 基 準 値 (ppm) ※5 | | | | | | S62. 4. 1以降 S62. 3. 31 | S60. 9. 10以降 |
|------------------|---------------------------------|---|--|----------------|---|---|----------------------------------|--|------------------------------|---|---------------------------|--------------|
| | | | | | S48. 8. 9 まで | S48. 8. 10~ S50. 12. 9 | S50. 12. 10~ S52. 6. 17 | S52. 6. 18~S54. 8. 9 S52. 6. 18~ S52. 9. 9 (液体燃焼小 型ボイラー) | S54. 8. 10 ~ S58. 9. 9 | S58. 9. 10~ S59. 9. 9 (S58. 9. 10~ H2. 9. 9) | | |
| 1 | ① | ガス専焼ボイラー | 50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満 | 5% | 130 | | 100 | 60 | 100 | 130 | 150 | |
| | ⑦ | 石炭専焼ボイラー ^{前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m³/h以上、20万~25万m³N/hのもの} | | 6% | 450[480] | 350[480] | 300[480] | 300(400) | 300 | 300 | 250 | |
| | ⑪ | 固体燃焼ボイラー ^{流動層燃焼方式、4万m³N/h未満} | 0.5~4 0.5未満 | 6% | 450[480] ((480)) | 380(480) ((480)) | 350(480) ((480)) | 350(400) 380((480)) | 360 | 360 | 350 | |
| | ⑫ | 固体燃焼ボイラー ^{火炉熱発生率20万kcal/m³/h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、S59.12.31までに固体燃焼ボイラーに転換するもの、50万~70万m³N/hのもの} | | 6% | 420(480) | | 300(480) | 300(400) | 300 | 300 | 250 | |
| | ⑬ | 固体燃焼ボイラー ^{((②)~⑫)以外} | 70以上 50~70 20~50 4~20 0.5~4 0.5未満 | 6% | 400(480) 420(480) 450[480] ((480)) | 300(480) 350(480) 380(480) ((480)) | 300(480) 350(480) 380(400) | 300(400) 350(400) 380(400) | 300 | 300 | 250 | 200 |
| | ⑭ | 排脱付液体燃焼ボイラー ^{原油タール100万m³N/h未満※2} | 50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満 | 4% | 210 280 ((280)) | 180 280 ((280)) | 150 280 ((280)) | 130 150 280 ((280)) | 130 | 130 | 150 | 150 |
| | ⑮ | 液体燃焼ボイラー ^{原油タール⑭以外} | 50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満 | 4% | 180 190 250 ((250)) | 180 250 ((250)) | 150 280 ((280)) | 130 150 250 ((280)) | 130 150 180 | 130 | 150 | 150 |

| | | | | | | | | |
|----|---|--|--|-----------------------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------|-------------------|
| | ⑯ | 排脱付液体燃焼ボイラー 〔原油タール以外 100万m ³ /h未満※2〕 | 50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満 | 210 250 280 (280) | 180 250 280 (280) | 150 280 (280) | 130 150 280 180 | 130 150 180 |
| | ⑰ | 液体燃焼ボイラー 〔⑯以外〕※2 | 50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満 | 180 190 230 250 (250) | 180 230 250 (250) | 150 250 (250) | 130 150 250 180 | 130 150 180 |
| | ⑱ | 固体燃焼小型ボイラー 〔伝熱面積10m ² 未満〕 | | 6% | | | | 350 |
| | ⑲ | 液体燃焼小型ボイラー 〔灯油、軽油、A重油以外 伝熱面積10m ² 未満〕 | | 4% | | | | 300 260 |
| 2 | ① | ガス発生炉、加熱炉 | | 7% | 170 | | 150 | |
| 3 | ⑥ | 焙焼炉 | | 14% | 250 | | 220 | |
| 4 | | 溶鉱炉 | | 15% | 120 | | 100 | |
| 5 | | 金属溶解炉※3 | | 12% | 200 | | 180 | |
| 6 | ① | 金属加熱炉 〔ラジアントチューブ型〕 | 10以上 1~10 0.5~1 0.5未満 | 200 11% | 100 150 200 | 100 150 180 | | |
| | ② | 金属加熱炉 〔鍛接鋼管用〕 | 10以上 1~10 0.5~1 0.5未満 | 100 11% | | 100 180 150 180 | | |
| | ③ | 金属加熱炉 ①、②以外) | 10以上 1~10 0.5~1 0.5未満 | 160 170 200 11% | 100 150 170 200 | 100 150 130 150 180 | | |
| 9 | ① | 石灰焼成炉 〔ガス燃焼ロータリーキルン〕 | | 15% | 300 | | 250 | |
| | ⑧ | その他燃成炉、溶融炉 | | 15% | 200 | | 180 | |
| 11 | | 乾燥炉 | | 16% | 250 | | 230 | |
| 13 | ① | 浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉) | 4以上 4未満 | 900 12% | 450 900 | 450 | | |
| | ② | 特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)※4 | 4以上 4未満 | 300 900 12% | 250 900 | 250 700 | | |
| | ③ | 廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以外) | 4以上 4未満 | 300 12% | 250 300 | 250 300 | 250 | |
| | ④ | 廃棄物焼却炉 (連続炉以外) | 4以上 | 12% | | 250 | | |
| 14 | ⑥ | 溶鉱炉(⑦以外) | | 12% | 200 | | 180 | |
| 24 | | 鉛二次製錬等用溶解炉 | | 12% | 200 | | 180 | |

※1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

※2 液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万Nm³未満の過負荷燃焼型のものは、適用除外される。

※3 キュボラは適用除外される。

※4 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※5 排出基準値のうち、()は昭和59年9月9日まで、[]は昭和60年9月9日まで適用される基準値である。また、(())は昭和59年8月10日から適用される基準である。

(イ) 令別表第1の第29項から第32項までの排出基準

(第5次規制後)

| 項 番 号 | 細 番 号 | ばい煙発生 施設の種類 ※1 | 最大定格 排ガス量 万m ³ N/h | 残存 酸素 濃度 (百分率) | 設置時期における排出基準値 | | | | |
|-------------|-------------|---|-------------------------------------|-------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------|
| | | | | | S63.1.31まで | S63.2.1～H1.731 | H1.8.1～H3.1.31 | H3.2.1～H6.1.31 | H6.2.1以降 |
| 29 | ① | ガスター・ビン (液体燃料専焼) | 4.5以上 4.5未満 | } 16% | 70 90 | 70 | 70 | | |
| | ② | ガスター・ビン (液体燃料専焼 および液体、 液体燃料混焼) | 4.5以上 4.5未満 | | 100 120 | 100 | 70 | | |
| 30 | ① | ディーゼル機関大型 (シリンダ径 400mm以上) | | 13% | | 1,600 | 1,400 | 1,200 ※2 | |
| | ② | ディーゼル機関 中小型(シリンダ 径400mm未満) | | 13% | | 950 | | | |
| 31 | | ガス機関 | | 0% | 2,000 ※3 | | | 1,000 | 600 |
| 32 | | ガソリン機関 | | 0% | 2,000 ※3 | | | 1,000 | 600 |

※1 専ら非常時に用いられる施設については排出基準の適用を猶予する。

※2 ディーゼル機関に係る対策技術の進捗状況を評価し、技術的に実用に供することが可能と判断された後、適切な時期に950ppmとする。

※3 昭和63年1月31日までに設置された施設については、平成5年1月31日まで適用を猶予する。

【参考】小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満のボイラー）に係る②および③の排出基準（一部再掲）

| 施設 | 一般排出基準 |
|----------------------|---|
| 昭和60年9月9日までに設置された施設 | ・当分の間適用を猶予する。 |
| 昭和60年9月10日以後に設置された施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ガスおよび軽質液体燃料（灯油、軽油、又はA重油）を専焼・混焼させる施設については、当分の間適用を猶予する。 ・その他の施設について <ul style="list-style-type: none"> ②ばいじん： 現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。 (ただし、施行の日から5年以内に設置されたものは0.5g/m³N) ③窒素酸化物： 固体燃料を燃焼させるものは350ppm、軽質液体燃料以外の液体燃料を燃焼させるものは260ppm。 (ただし、施行の日から5年以内に設置されたものは300ppm) |

④有害物質排出施設の排出基準（大気汚染防止法施行規則別表第3）

| 有害物質の種類 | 令別表第1 | 施設名 | 排出基準(mg) |
|---|-------|---|----------------------------|
| その他の 化合物 ム | 9 | (窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉のうち、原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するガラス又はガラス製品製造施設 | 1.0 |
| | 14 | (銅・鉛・亜鉛の精錬用) 培焼炉など | |
| | 15 | (カドミウム系顔料等製造用) 乾燥施設 | |
| 塩素 | 16 | (塩素化工チレン製造用) 塩素急速冷却施設 | 30 |
| | 17 | (塩化第二鉄の製造用) 溶解槽 | |
| | 18 | (活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕) 反応炉 | |
| | 19 | (化学製品製造用) 塩素・塩化水素反応施設など | |
| 塩化水素 | 13 | 廃棄物焼却炉 | 700 ^{※1} |
| | 16 | (塩素化工チレン製造用) 塩素急速冷却施設 | 80 |
| | 17 | (塩化第二鉄の製造用) 溶解槽 | |
| | 18 | (活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕) 反応炉 | |
| | 19 | (化学製品製造用) 塩素・塩化水素反応施設など | |
| その鉛および 化合物 | 9 | (窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉のうち、原料として酸化鉛を使用するガラス又はガラス製品製造施設 | 20 |
| | 14 | (銅・鉛・亜鉛の精錬用) 培焼炉、転炉、溶解炉および乾燥炉 | 10 |
| | 24 | (鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造を含む〕鉛の管、板、線の製造用) 溶解炉 | |
| | 25 | (鉛蓄電池製造用) 溶解炉 | |
| | 26 | (鉛系顔料の製造用) 溶解炉など | |
| | 14 | (銅・鉛・亜鉛の精錬用) 焼結炉および溶鉱炉 | 30 |
| お弗 よ素、 び 弗 化 珪 水 素 | 9 | (窯業製品製造用) 焼成炉、溶融炉のうち、原料としてほたる石又は珪化ナトリウムを使用するガラス又はガラス製品製造施設 | 10 |
| | 21 | (燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 反応施設などのうち、反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造用のものを除く)、濃縮施設および溶解炉(燐酸質肥料の製造用のものを除く)。 | |
| | 22 | (弗酸製造用) 濃縮施設など | |
| | 23 | (トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設など | |
| | 20 | (アルミニウム精錬用) 電解炉 | 1.0 (3.0) ^{※2} |
| | 21 | (燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 反応施設などのうち、(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造用) 反応施設、電気炉に限る溶解炉。 | 15 |
| | 21 | (燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 焼成炉および平炉に限る溶解炉。 | 20 |

※1 廃棄物焼却炉における塩化水素については、標準酸素濃度を12%に換算したもの。

※2 ()は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の量。

⑤大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年環告第5号、第6号）

(ア) ベンゼンに係る指定物質抑制基準

| 施 設 | 既 設 | | 新 設 | |
|---|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| | 排出ガス規模 (m ³ N/h) | 基準値 (mg/m ³ N) | 排出ガス規模 (m ³ N/h) | 基準値 (mg/m ³ N) |
| 令別表第6第1号に掲げる乾燥施設のうち溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの | 1000以上 3000未満 3000以上 | 200 100 | 1000以上 3000未満 3000以上 | 100 50 |
| 令別表第6第2号に掲げるコークス炉 | 開底式たて型もの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く | 100 | | 100 |
| 令別表第6第3号に掲げる蒸留施設のうち溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの | 1000以上 | 200 | 1000以上 | 100 |
| 令別表第6第4号に掲げる脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタッフで処理するものを除く） | | 100 | | 50 |
| 令別表第6第5号に掲げる貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く） | 容量 1000kL以上 | 1,500 | | 600 |
| 令別表第6第6号に掲げる反応施設（排出ガスをフレアスタッフで処理するものを除く） | 1000以上 3000未満 3000以上 | 200 100 | 1000以上 3000未満 3000以上 | 100 50 |

(イ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る指定物質抑制基準

| 施 設 | 既 設 | | 新 設 | |
|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 基 準 値 (mg/m ³ N) |
| 令別表第6第7号に掲げる乾燥施設のうち溶媒として使用したトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの | | 500 | | 300 |
| 令別表第6第8号に掲げる混合施設のうち溶媒としてトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用するもの | | 500 | | 300 |
| 令別表第6第9号に掲げる蒸留施設のうちトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの精製又は回収の用に供するもの | | 300 | | 150 |
| 令別表第6第10号に掲げる洗浄施設のうちトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンにより洗浄するもの | | 500 | | 300 |
| 令別表第6第11号に掲げるテトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く） | | 500 | | 300 |

※令：大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）

⑥揮発性有機化合物排出施設および排出基準

| No. | 揮発性有機化合物排出施設 | 規模要件 | 排出基準 | |
|-----|---|---|---------------------------|--------------------------|
| 1 | 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が $3,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 600ppmC | |
| 2 | 塗装施設（吹付塗装に限る。） | 排風機の排風能力が $100,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 自動車の製造の用に供するもの | 既設：700ppmC 新設：400ppmC |
| | | | その他のもの | 700ppmC |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものと除く。) | 送風機の送風能力が $10,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの | 1,000ppmC |
| | | | その他のもの | 600ppmC |
| 4 | 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が $5,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 1,400ppmC | |
| 5 | 接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるものの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。) | 送風機の送風能力が $15,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 1,400ppmC | |
| 6 | 印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。) | 送風機の送風能力が $7,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 400ppmC | |
| 7 | 印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。) | 送風機の送風能力が $27,000\text{m}^3/\text{時}$ 以上のもの | 700ppmC | |
| 8 | 工業製品の洗浄施設 (乾燥施設を含む。) | 洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m^2 以上のもの | 400ppmC | |
| 9 | ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式および浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。) | 1,000kL以上のもの (ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。) | 60,000ppmC | |

備考： 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
 2 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるための、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものに限る。
 3 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。
 4 9の揮発性有機化合物とは、具体的にはガソリン、原油、ナフサおよびベンゼンなどをいう。

⑦水銀排出施設および排出基準

(大気汚染防止法施行規則別表第3の3、附則(平成28年9月26日環境省令第22号)別表第1)

| 水俣条約の対象施設 | 大気汚染防止法の水銀排出施設 | 施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの) | 排出基準(※1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$) | | |
|------------------------------------|------------------------|---|--|--------------|------------|
| | | | 新規施設 (※2) | 既存施設 (※2) | |
| 石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー | 石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー | <ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積10m²以上 ・燃焼能力(※3) 50L/時以上 | 8 | 10 | |
| | 小型石炭混焼ボイラー(※4) | | 10 | 15 | |
| 非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程 | 一次施設 | 銅又は工業金 | <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力1t/時以上 | 15 | 30 |
| | | 鉛又は亜鉛 | | 30 | 50 |
| | 二次施設 | 銅、鉛又は亜鉛 | <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積1m²以上 ・羽口面断面積0.5m²以上 ・燃料能力(※3) 50L/時以上 ・変圧器定格容量200kVA以上 | 100 | 400 |
| | | 工業金 | | 30 | 50 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積2m²以上 ・焼却能力200kg/時以上 | 30 | 50 |
| | | | | 50 | 100 |
| | 産業廃棄物の焼却設備 | 廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉) | <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積2m²以上 ・焼却能力200kg/時以上 | 30 | 50 |
| | | 水銀含有汚泥等の焼却炉等 | | 50 | 100 |
| セメントクリンカーの製造設備 | セメントの製造の用に供する焼成炉 | | <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積1m²以上 ・燃料能力(※3) 50L/時以上 ・変圧器定格容量200kVA以上 | 50 | 80 (※7) |

備考:※1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

※2 平成30年4月1日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

※3 バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※4 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの

※5 水銀回収義務付け産業廃棄物(※5)又は水銀含有再生資源(※6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)

(施設規模による裾切りはなし。)

※6 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

※7 原料とする石炭石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

(2) 水質関係

①特定事業場に係る排水基準(許容限度)

一律基準：排水基準を定める省令

(昭和46年総理府令第35号 最終改正：令和6年環境省令第4号)

上乗せ基準：秋田県公害防止条例

(昭和46年秋田県条例第52号 最終改正：令和3年秋田県条例第69号)

| 区分 | 物質及び項目名 | 一律排水基準 | 上乗せ基準 | | |
|-------|-------------------------------|---------------------|-------|-------|-------|
| | | | 第一種水域 | 第二種水域 | 第三種水域 |
| 有害物質 | カドミウム及びその化合物 | 0.03 | - | - | - |
| | シアン化合物 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | 有機燐化合物 | 1 | 0.5 | 0.5 | - |
| | 鉛及びその化合物 | 0.1 | - | - | - |
| | 六価クロム化合物 | 0.2(※) | 0.2 | 0.2 | - |
| | 砒素及びその化合物 | 0.1 | - | - | - |
| | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 | - | - | - |
| | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | - | - | - |
| | P C B | 0.003 | - | - | - |
| | トリクロロエチレン | 0.1 | - | - | - |
| | テトラクロロエチレン | 0.1 | - | - | - |
| | ジクロロメタン | 0.2 | - | - | - |
| | 四塩化炭素 | 0.02 | - | - | - |
| | 1, 2-ジクロロエタン | 0.04 | - | - | - |
| | 1, 1-ジクロロエチレン | 1 | - | - | - |
| | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4 | - | - | - |
| | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 | - | - | - |
| | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06 | - | - | - |
| | 1, 3-ジクロロプロパン | 0.02 | - | - | - |
| | チラム | 0.06 | - | - | - |
| | シマジン | 0.03 | - | - | - |
| | チオベンカルブ | 0.2 | - | - | - |
| | ベンゼン | 0.1 | - | - | - |
| | セレン及びその化合物 | 0.1 | - | - | - |
| その他項目 | ふつ素及びその化合物 | 河川湖沼海域 8 15 | - | - | - |
| | ほう素及びその化合物 | 河川湖沼海域 10 230 | - | - | - |
| | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100 | - | - | - |
| | 1, 4-ジオキサン | 0.5 | - | - | - |

| 区分 | 物質及び項目名 | 一律排水基準 | 上乗せ基準 | | |
|-------|-------------------------|------------------------------|-------|----------------|-------|
| | | | 第一種水域 | 第二種水域 | 第三種水域 |
| その他項目 | 水素イオン濃度 | 河川湖沼海域 5.8~8.6 5.0~9.0 | - | - | - |
| | 生物化学的酸素要求量 | 160(120) | (30) | (60) | |
| | 化学的酸素要求量 | 160(120) | (30) | (60)又は (30) | |
| | 浮遊物質量 | 200(150) | (70) | (120) | |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) | 5 | 20 | 20 | 20 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) | 30 | - | - | - |
| | フェノール類含有量 | 5 | 0.5 | 0.5 | 2.0 |
| | 銅含有量 | 3 | 1.0 | 1.0 | 2.0 |
| | 亜鉛含有量 | 2 | - | - | - |
| | 溶解性鉄含有量 | 10 | - | - | - |
| | 溶解性マンガン含有量 | 10 | - | - | - |
| | クロム含有量 | 2 | - | - | - |
| | 大腸菌群数(※) | (3,000) | - | - | - |
| | 窒素含有量 | 120(60) | (20) | (20) | - |
| | 燐含有量 | 16(8) | (2) | (2) | - |

- 備考：1 単位は、pHおよび大腸菌群数（個/cm³）を除いてmg/Lである。
- 2 一律排水基準とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1、第2をいう。
- 3 () 内は、日間平均である。
- 4 BODについての排水基準は、海域および湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域および湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 5 一律基準のうち一般項目に係る排水基準については、一日当たりの平均的な排出水量が50m³以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 6 馬踏川および岩見ダム、男潟（流入する公共用水域を含む）に排出される排出水は、窒素含有量、燐含有量の両方が適用となり、大滝沢ダム、旭川ダム、空素沼（流入する公共用水域を含む）に排出される排出水は、燐含有量のみが適用となる。
- 7 一の特定事業場について二以上の異なる排水基準が定められているときは、当該事業場に係る排水については、これらの排水基準のうち最も厳しい排水基準を適用する。
- 8 上乗せ排水基準の適用業種又は施設は、秋田県公害防止条例（昭和46年秋田県条例第52号）別表第二に記載するものである。
- 9 上乗せ排水基準の水域区分は次表のとおりである。
- 10 六価クロム化合物については、令和6年3月31日までは0.5mg/L
- 11 大腸菌群数については、令和7年4月1日から大腸菌数

| | | |
|-------|----|---|
| 第一種水域 | 河川 | 第二種水域および第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。） |
| | 湖沼 | 天然湖沼および人工湖 |
| | 海域 | 第二種水域および第三種水域以外の海域 |
| 第二種水域 | 河川 | 旭川（添川橋下流）、草生津川および新城川（新城橋下流）、並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）および猿田川を除く。） |
| 第三種水域 | 河川 | 第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあっては、雄物川（秋田大橋下流）に限る） 旧雄物川（港大橋上流）およびこれに流入する公共用水域（河川にあっては、旭川及び草生津川を除く。） 雄物川（秋田大橋下流）に流入する公共用水域 |
| | 海域 | 秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）および旧雄物川河口から雄物川河口までの海域 |

② ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和2年環水大土第2003271号）

ア 水濁指針値

以下の表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、表に記載のない農薬にあっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を10倍した値を水濁指針値とする。

| 農 薬 名 | 指針値[mg/L] | 農 薬 名 | 指針値[mg/L] | 農 薬 名 | 指針値[mg/L] |
|--------------|-----------|--|-----------|-------------|---|
| ダイアジノン | 0.05 | イプロジオン | 3 | 除 草 剤 | シクロスルファムロン 0.8 |
| チオジカルブ | 0.8 | イミノクタジンアルベシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして) | 0.06 | | シマジン(CAT) 0.03 |
| トリクロロホン(DEP) | 0.05 | シプロコナゾール | 0.3 | | トリクロビル 0.06 |
| ペルメトリン | 1 | チウラム(チラム) | 0.2 | | ナプロパミド 0.3 |
| ペンスルタップ | 0.9 | チオファネートメチル | 3 | | フラザスルフロン 0.3 |
| | | トルクロホスマチル | 2 | | MCPAイソプロピルアミン塩 及びMCPAナトリウム塩 0.051 (MOPAとして) |
| | | バリダマイシン | 12 | | |
| | | ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール) | 1 | | |
| | | ベノミル | 0.2 | | |
| | | | | | |

イ 水産指針値

水産基準値が設定されている農薬については、その値を10倍した値を水産指針値とする。

(3) 騒音、振動関係

①特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

・騒音規制法第3条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（平成11年市告示第43号）

・騒音規制法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音についての規制基準の設定（平成11年市告示第44号 最終改正：平成27年市告示第141号）

（単位：dB）

| 区域の区分 | 指 定 地 域 | 時 間 の 区 分 | | | |
|-------|---|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| | | 朝 | 昼 間 | 夕 | 夜 間 |
| | | 午前6時 ～ 午前8時 | 午前8時 ～ 午後6時 | 午後6時 ～ 午後9時 | 午後9時 ～ 翌日の 午前6時 |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域 および 第二種低層住居専用地域 | 45 | 50 | 45 | 40 |
| 第二種区域 | 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域および準住居地域 | 50 | 55 | 50 | 45 |
| 第三種区域 | 近隣商業地域、商業地域 および 準工業地域(臨港地区を除く) | 60 | 65 | 60 | 50 |
| 第四種区域 | 工業地域(臨港地区を除く) | 65 | 70 | 65 | 60 |

ただし、第二種区域、第三種区域および第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の基準は、各欄に掲げる値から5dB減じた値とする。

※規制基準とは、特定施設を設置する工場または事業場の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

- ②特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示1号）
 ・同基準別表第1号に基づく区域の指定（平成11年市告示第45号 最終改正：平成27年市告示第142号）

| 作業の内容 | 騒音の大きさ (敷地境界) | 作業ができない時間 | | 1日における作業時間 | | 作業時間の制限 | 作業日の制限 |
|---|------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------|----------------|---------|--------------------|
| | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | | |
| 1. くい打ち機、くい抜き機またはくい打ちくい抜き機を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（1日の作業距離が50mを超える場合を除く） 4. 空気圧縮機を使用する作業 5. コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 6. バックホウ（原則として、原動機の定格出力が80kW以上）を使用する作業 7. トラクターショベル（原則として、原動機の定格出力が70kW以上）を使用する作業 8. ブルドーザー（原則として原動機の定格出力が40kW以上）を使用する作業 | 85dB 以下 | 午後 7時 ～ 翌日 の 午前 7時 | 午後 10時 ～ 翌日 の 午前 6時 | 10 時間 以内 | 14 時間 以内 | 連続6日以内 | 日曜日 その他の休日でないこと |
| a 下記のとおり b " " c " " d " " e " " f " " g " " | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 例外作業 | | | | | | | |

- a. 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- b. 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- c. 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- d. 道路法34条（道路の占用の許可）、35条（協議）による場合
- e. 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- f. 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変電の工事で特定建設作業に従事する者の生命または身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合
- g. 作業を開始した日に終わる場合

*作業の内容1から8の全部又は一部について、作業の開始の日に終わるものについては適用しない。

第1号区域： 指定地域のうち第1種地域、第2種区域および第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内の区域

第2号区域： 指定地域のうち第1号区域以外の区域

③自動車騒音に係る要請限度

- ・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（昭和46年総理府・厚生省令第3号）
- ・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の表備考の区域の指定等（平成12年市告示49号）

(単位 : dB)

| 区 域 の 区 分 | 時間の区分 | |
|--|-------|----|
| | 昼間 | 夜間 |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 | 55 |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 | 65 |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域および c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 | 70 |
| 環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例 | 75 | 70 |

a 区域： 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域： 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c 区域： 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く）、工業地域（臨港地区を除く）

※「臨港地区」とは、都市計画法第8条第1項第9号に掲げる臨港地区として平成10年9月22日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

※昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

(騒音の大きさの例) 参考：全国環境研協議会 騒音調査小委員会

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 90～80dB | パチンコ店内・ゲームセンター店内 |
| 80～70dB | 飛行機の機内・蝉の声・在来線鉄道の車内・幹線道路周辺（昼間） |
| 70～60dB | 新幹線の車内・バスの車内・ファミリーレストランの店内・一般道路周辺（昼間） |
| 60～50dB | 郵便局の窓口周辺・博物館の館内・海辺・役場の窓口周辺・書店の店内 |
| 50～40dB | 図書館の館内 |
| 40～30dB | 山村の田畠・山間の戸建住宅地（昼間）・町の戸建住宅地（夜中） |
| 30～ dB | 山間の戸建住宅地（夜間） |

④特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環告90号）

・振動規制法第3条第1項の規定に基づく住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定

（平成11年市告示第47号）

・振動規制法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する振動についての規制基準の設定（平成11年市告示第48号 最終改正：平成27年市告示第143号）

| 区域の区分 | 指 定 地 域 | 時 間 の 区 分 | |
|--|---|--------------|-----------------|
| | | 昼 間 | 夜 間 |
| | | 午前8時から午後7時まで | 午後7時から翌日の午前8時まで |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域 および準住居地域 | 60dB | 55dB |
| 第二種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域（臨港地区を除く） | 65dB | 60dB |
| ただし、区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内の基準は、各欄に掲げる値から5dB減じた値とする。 | | | |

⑤特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

・振動規制法施行規則別表第1付表第1号に基づく区域の指定

（平成11年市告示第49号 最終改正：平成27年市告示第144号）

| 作業の内容 | 振動の大きさ (敷地境界) | 作業ができない時間 | | 1日における作業時間 | | 作業時間の制限 | 作業日の制限 |
|---|------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------|----------------|------------|--------------------------------|
| | | 1号区域 | 2号区域 | 1号区域 | 2号区域 | | |
| 1. くい打ち機、くい抜き機またはくい打ちくい抜き機を使用する作業 | 75dB 以下 | 午後 7時 ～ 翌日 の 午前 7時 | 午後 10時 ～ 翌日 の 午前 6時 | 10 時間 以内 | 14 時間 以内 | 連続6日 以内 | 日曜日 その他 の休日 でない こと |
| 2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | | | | | | |
| 3. 舗装版破碎機を使用する作業（1日の作業距離が50mを超える場合を除く） | | | | | | | |
| 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（1日の作業距離が50mを超える場合を除く） | | | | | | | |
| 例外作業 | a 下記のとおり | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | b " | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | c " | | ○ | | | | ○ |
| | d " | | ○ | | | | ○ |
| | e " | | ○ | | | | ○ |
| | f " | | | | | | ○ |

- a. 災害その他非常事態のため緊急に行う必要がある場合
- b. 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- c. 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- d. 道路法34条（道路の占用の許可）、35条（協議）による場合
- e. 道路交通法第77条第3項（道路の使用許可）、第80条第1項（協議）による場合
- f. 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変電の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

※作業の内容1から4の全部又は一部について、作業の開始の日に終わるものについては適用しない。

第1号区域： 指定地域のうち第1種地域、第2種区域および第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームおよび幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域の区域

第2号区域： 指定地域のうち第1号区域以外の区域

⑥道路交通振動の要請限度

- ・振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2
- ・振動規制法施行規則別表第2の備考1に基づく区域の指定等（平成11年市告示第50号）

| 区域の区分 | 指 定 地 域 | 時 間 の 区 分 | |
|-------|---|------------------|---------------------|
| | | 昼 間 | 夜 間 |
| | | 午前8時から午後7時 まで | 午後7時から翌日の 午前8時まで |
| 第一種区域 | 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居 地域および準住居地域 | 65dB | 60dB |
| 第二種区域 | 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域および工業地域（臨港 地区を除く） | 70dB | 65dB |

(4) 悪臭関係

- ・悪臭防止法に基づく規制基準（平成11年市告示第52号）
- ・悪臭防止法に基づく規制地域（平成11年市告示第51号）

- ① 特定悪臭物質を含む気体で事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
(大気中の濃度の許容限度)

| | 特 定 悪 臭 物 質 | 基準値 (ppm) |
|----|--------------|-----------|
| 1 | アンモニア | 1 |
| 2 | メチルメルカプタン | 0.002 |
| 3 | 硫化水素 | 0.02 |
| 4 | 硫化メチル | 0.01 |
| 5 | 二硫化メチル | 0.009 |
| 6 | トリメチルアミン | 0.005 |
| 7 | アセトアルデヒド | 0.05 |
| 8 | プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| 9 | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| 10 | イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| 11 | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 |
| 12 | イソバレルアルデヒド | 0.003 |
| 13 | イソブタノール | 0.9 |
| 14 | 酢酸エチル | 3 |
| 15 | メチルイソブチルケトン | 1 |
| 16 | トルエン | 10 |
| 17 | スチレン | 0.4 |
| 18 | キシレン | 1 |
| 19 | プロピオン酸 | 0.03 |
| 20 | ノルマル酪酸 | 0.001 |
| 21 | ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| 22 | イソ吉草酸 | 0.001 |

- ② 特定悪臭物質を含む気体で事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準

次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 ($m^3 N/h$)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : ①の表の特定悪臭物質の値 (百万分率)

※補正された排出口の高さが5m未満の場合は、この式を適用しない。

- ③ 特定悪臭物質を含む水で事業場から排出されるものの事業場の敷地外における規制基準

次の4物質について事業場からの排出水の量に応じて許容限度が定められている。

(単位 : mg/L)

| 特定悪臭物質 | 0.001 以下 | 0.001 を超え 0.1 以下 | 0.1 を超える |
|-----------|----------|------------------|----------|
| メチルメルカプタン | 0.03 | 0.007 | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.1 | 0.02 | 0.005 |
| 硫化メチル | 0.3 | 0.07 | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.6 | 0.1 | 0.03 |

(5) ダイオキシン類関係

大気基準適用施設に係る排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第1、附則別表第1、附則別表第2）

（単位：ng-TEQ/m³N）

| 施設の種類 | 施設規模 | 排出基準 | | |
|--|----------------------|---------------------------------|---------------------|----|
| | | 新 設 | 既 設 | |
| | 平成12年1月15日以降に設置された施設 | 平成9年12月2日から平成12年1月14日までに設置された施設 | 平成9年12月1日以前に設置された施設 | |
| 鉄鋼業焼結施設 | 0.1 | 1 | 1 | |
| 製鋼用電気炉 | 0.5 | 0.5 | 5 | |
| 亜鉛回収施設 | 1 | 10 | 10 | |
| アルミニウム合金製造施設 | 1 | 5 | 5 | |
| 廃棄物焼却炉 火床面積 0.5 m ² 以上又は 焼却能力 50kg/h 以上 | 4 t/h 以上 | 0.1 | 0.1 | 1 |
| | 2 t/h～4 t/h | 1 | 1 | 5 |
| | 2 t/h～200kg/h | 5 | 5 | 10 |
| | 200kg/h 未満 | | 10 | |

※既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m²以上、又は焼却能力が200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設基準が適用される。

水質基準対象施設に係る排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2、附則別表第3）

（単位：pg-TEQ/L）

| 施設の種類 | 排出基準 (新設、既設一律) |
|---|-------------------|
| 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 | |
| カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | |
| 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | |
| アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 | |
| 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 | |
| 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 | |
| カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 | |
| クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 | |
| 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 | 10 |
| アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | |
| 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | |
| 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 | |
| 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 | |
| 廃PVC等又はPVC処理物の分解施設及びPVC汚染物又はPVC処理物の洗浄施設又は分離施設 | |
| フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | |
| 水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 | |
| 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 | |

10 秋田市環境基本条例

平成 11 年 3 月 19 日
秋田市条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 基本施策等

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

第 2 節 環境基本計画等（第 8 条—第 10 条）

第 3 節 基本施策（第 11 条—第 25 条）

第 4 節 地球環境保全（第 26 条）

第 3 章 秋田市環境審議会（第 27 条—第 31 条）

附則

良好な環境は人類存続の基盤であり、人の活動は環境と調和するように行われなければならない。

秋田市は、これまで先人から受け継いだ恵まれた環境の下に伝統と文化を育み、成長し、発展してきた。しかし、利便性と経済性を優先する生活様式や社会経済活動は、ときには環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球環境にまでも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは良好な環境の下に健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ義務を有する。

よって、私たちは、すべての市民の参加と協調の下、資源の循環と人と自然との共生を基本とし、良好な環境の保全と積極的な創造を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる「人にも地球にもやさしいあきた」をめざし、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全および創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるよう、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理お

より循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。

- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全および創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、および再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源およびエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全および創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する責務を有する。

第2章 基本施策等

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境施策の策定および実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壤等環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を生かした美しい景観の形成および歴史的又は文化的環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用の推進ならびに必要な技術等の活用を図ること。
- (5) 市、事業者および市民が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全および創造に関する基本的な計画として秋田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全および創造に関する目標および施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者および市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、秋田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (環境基本計画との整合性の確保等)

第9条 市は、施策を策定し、および実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るほ

か、環境への負荷が低減されるように十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第 10 条 市長は、市民に本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 節 基本施策

(規制的措置)

第 11 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 12 条 市は、事業者および市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全および創造に資する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業ならびに森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健康で快適な都市空間の形成)

第 14 条 市は、地域の特性を生かしつつより質の高い環境を創造し、健康で快適な都市空間を形成するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境および良好な景観の確保ならびに歴史的および文化的環境の形成に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(廃棄物の減量、資源の循環的な利用等の推進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者および市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的かつ効率的な利用等の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 17 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、その事業の実施前にその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全および創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 18 条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者が自主的に行う環境の保全に関する方針の策定および目標の設定ならびにその方針および目標を達成するための計画の作成、実施および実施状況の点検等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者および市民の参加および協力の促進)

第 19 条 市は、環境施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、事業者および市民の環境施策への参加および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育および環境学習の推進等)

第 20 条 市は、事業者および市民の環境の保全および創造についての関心と理解が深められ、これらの者による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように、環境の保全および創造に関する教育ならびに学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 21 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全および創造に関する活動の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、環境の保全および創造に資するため、環境の状況その他の環境の保全および創造に関する必要な情報を、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施および監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境施策を適切に策定するため、必要な調査研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、および環境施策を適正に実施するために必要な監視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第 24 条 市は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第 25 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国および他の地方公共団体等と協力して推進するように努めるものとする。

第 4 節 地球環境保全

第 26 条 市は、地球環境保全に資するため、環境施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間の団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力を推進するように努めるものとする。

第 3 章 秋田市環境審議会

(設置および所掌事務)

第 27 条 環境の保全および創造に関する基本的事項を調査審議するため、秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第 8 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、環境の保全および創造に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第 28 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全および創造に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長および副会長)

第 29 条 審議会に会長および副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(専門委員)

第 30 条 環境の保全および創造に関する専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

11 秋田市公害防止条例

平成9年3月24日
秋田市条例第7号

秋田市公害防止条例（昭和44年秋田市条例第20号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公害の防止に関する責務

第1節 市長の責務（第3条－第8条）

第2節 事業者の責務（第9条－第11条）

第3節 市民の責務（第12条）

第3章 公害の防止に関する規制等

第1節 ばい煙等、排出水および騒音等に関する規制等（第13条－第18条）

第2節 屋外燃焼行為等に関する制限等（第19条－第25条）

第3節 公害防止協定（第26条）

第4章 削除

第5章 雜則（第31条－第33条）

第6章 罰則（第34条－第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市長、事業者および市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、ならびに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、秋田市環境基本条例（平成11年秋田市条例第15号）第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生し、飛散し、又は排出されるばい煙又は粉じんをいう。

3 この条例において「排出水」とは、工場等から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される污水又は廃液等をいう。

4 この条例において「騒音等」とは、工場等における事業活動又は指定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）に伴って発生する騒音又は振動をいう。

5 この条例において「規制基準」とは、ばい煙等、排出水又は騒音等の発生、飛散又は排出に係る量、濃度又は程度の許容限度をいう。

第2章 公害の防止に関する責務

第1節 市長の責務

（市長の基本的責務）

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、公害を防止するための措置を講じなければならない。（監視等および公表）

第4条 市長は、公害の状況を把握し、および公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定および調査を行うとともに、その結果明らかになった公害の状況等を公表しなければならない。

（知識の普及等）

第5条 市長は、事業者および市民による自発的な公害の防止に関する活動が促進されるよう公害の防止に関する知識の普及等に努めなければならない。

（市の施策の策定等における配慮）

第6条 市長は、市の施策の策定および実施に当たっては、公害の防止について十分に配慮しなければ

ならない。

(事業者に対する指導等)

第7条 市長は、事業者による公害の防止のための施設の整備、改善、移転その他の事業活動に伴って生ずる公害を防止するための措置について、指導、助言その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(苦情の処理)

第8条 市長は、公害に関する苦情について、適切な処理に努めるとともに、公害に係る紛争の仲介等の要請があったときは、適切な解決が図られるように努めなければならない。

第2節 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第9条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる公害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害については、その責任において適切に処置しなければならない。

(管理体制の整備等)

第10条 事業者は、公害を防止するための体制の整備に努めるとともに、その事業活動に伴って工場等から発生し、飛散し、又は排出されるばい煙等、排出水、騒音等又は悪臭の状況を常に監視しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に使用し、もしくは保管し、又はその事業活動に伴って生ずる廃棄物中に含まれる化学物質による公害の発生の防止に資するため、その種類、組成および数量等の把握に努めなければならない。

(事故時の措置)

第11条 事業者は、工場等における事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、市長にその事故の状況および講じた措置の概要を報告しなければならない。

第3節 市民の責務

(市民の基本的責務)

第12条 市民は、その日常生活に伴う公害の発生の防止に努めるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第3章 公害の防止に関する規制等

第1節 ばい煙等、排出水および騒音等に関する規制

(規制基準の設定)

第13条 市長は、ばい煙等、排出水又は騒音等による公害を防止するため、規則で必要な規制基準を定めなければならない。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、秋田市環境基本条例第27条第1項の規定により置かれる秋田市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第14条 工場等を設置し、又は指定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第15条 市長は、ばい煙等もしくは排出水が規制基準に適合しないとき、又は規制基準に適合しないばい煙等もしくは排出水が発生し、飛散し、もしくは排出されるおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している者に対し、期限を定めて、ばい煙等もしくは排出水を発生させ、飛散させ、もしくは排出する施設の構造もしくは使用の方法又は当該施設に係るばい煙等もしくは排出水の処理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、その者に対し、期限を定めて、同項の施設の構造もしくは使用の方法もしくは当該施設に係るばい煙等もしくは排出水の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用もしくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第16条 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより

周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該工場等に設置している騒音等の発生に係る施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は同項の施設の使用の方法もしくは配置の変更を命ずることができる。

第17条 市長は、指定建設作業に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該指定建設作業を伴う建設工事を施工している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善又は当該指定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第18条 第14条から第17条までの規定は、次に掲げるばい煙等、排出水および騒音等については、適用しない。

(1) 工場等に設置される次に掲げる施設等から発生し、飛散し、又は排出されるばい煙等

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は同条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同条第10項に規定する特定粉じん発生施設もしくは同条第11項に規定する特定粉じん排出等作業

イ 秋田県公害防止条例（昭和46年秋田県条例第52号。以下この条において「県条例」という。）
第17条第2号に規定する指定ばい煙発生施設

(2) 次に掲げる工場等から排出される排出水

ア 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等

イ 県条例第38条第2号に規定する指定汚水排出施設を設置する工場等

(3) 次に掲げる事業活動に伴って発生する騒音等

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第2項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第3項に規定する特定建設作業

イ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第2項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第3項に規定する特定建設作業

（平17条例53・平30条例27・一部改正）

第2節 屋外燃焼行為等の制限等

(屋外燃焼行為の制限)

第19条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂その他の物を屋外において燃焼させることにより、周辺の生活環境を損なうような著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生させてはならない。

(自動車の排出ガスおよび騒音の低減)

第20条 自動車等を運転し、又は所有する者は、常に自動車の適正な運転および必要な整備を行うこと等により、排出ガスおよび騒音の低減に努めなければならない。

(公共用水域の水質の保全)

第21条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くずもしくは廃食用油等の処理又は洗剤の使用等を適正に行うよう心がけなければならない。

2 土地の形状の変更を伴う作業を行う者又は大量の土砂を取り扱う者は、その土砂を著しく公共用水域に流出させることにより、その水質の汚濁を生じさせてはならない。

3 何人も、有害物質による地下水の汚染を生じさせてはならない。

(近隣の静穏保持)

第22条 何人も、日常生活において、音響機器音もしくは楽器音又は人声等によりみだりに付近の静穏を損なうことのないよう努めなければならない。

(地盤の沈下の防止)

第23条 何人も、過剰な地下水の採取その他の行為を継続することにより、地盤の沈下を生じさせてはならない。

(悪臭の防止等)

第24条 何人も、事業活動又は飲食物の調理、愛がんする動物の飼育その他の日常生活における行為に伴い発生する悪臭により、住居が集合している地域の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

- 2 市長は、食料品製造工場、飲食店その他の別に定める事業場において悪臭が発生しているおそれがあり、かつ、周辺の生活環境を損なうと認められるときは、当該事業場の敷地の境界線の地表における大気の臭気指数（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第2項の臭気指数をいう。）について必要な測定をするものとし、その臭気指数が別に定める値を超えるときは、当該事業場を設置している者に対し、その事態を除去するために必要な指導をし、又は必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（規制基準の定めのない公害に対する措置）

第25条 市長は、規制基準の定めがない場合で公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な指導をし、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3節 公害防止協定

（公害の防止に関する協定）

第26条 市長は、工場又は事業場の規模、業態、立地条件等から総合的に判断して、生活環境を保全するためには必要があると認めるときは、事業者と協議し、公害の防止に関する協定の締結に努めるものとする。

- 2 前項の規定による協議の申出を受けた事業者は、誠意をもってこれに応じ、その協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第4章 削除

第27条から第30条まで 削除

第5章 雜則

（報告および検査）

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等、騒音等、排出水又は悪臭を発生させ、飛散させ、又は排出している者に対し、必要な事項の報告を求め、又は職員に、工場等、指定建設作業に係る建設工事の工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（経過措置）

第32条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第34条 第15条第2項の規定による施設の使用の一時停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第35条 第31条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第34条、第35条および第36条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市公害防止条例（以下「改正前の条例」という。）第29条、

第30条および第31条により置かれている審議会、委員ならびに会長および副会長は、改正後の秋田市公害防止条例（以下「改正後の条例」という。）第27条、第28条および第29条の規定により置かれたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第29条により審議会に諮問されている事項は、改正後の条例第13条第2項又は第27条第1項の規定により審議会に諮問されたものとみなす。
- 4 改正前の条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月19日 条例第16号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日 条例第13号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月5日 条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日 条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 秋田市自然環境保全条例

平成15年3月24日
秋田市条例第14号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 自然環境保全地区（第7条—第12条）
- 第3章 市民活動計画（第13条—第15条）
- 第4章 自然環境の保全等に係る配慮（第16条・第17条）
- 第5章 開発行為の届出等（第18条—第20条）
- 第6章 移入種の放逐等の禁止（第21条）
- 第7章 雜則（第22条—第28条）
- 第8章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市長、事業者および市民の自然環境の保全、回復および創出（以下「自然環境の保全等」という。）に関する責務を明らかにし、ならびに自然環境の保全等に関し必要な事項を定めることにより、優れた自然環境および市民が親しむことのできる身近で良好な自然環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「自然環境」とは、大気、水、大地および動植物等を一体として総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤である環境をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について、その具体化のための措置を講ずる責務を有する。

- (1) 自然環境の保全等に関する知識の普及および思想の高揚を図ること。
- (2) 市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が行う自然環境の保全等に関する自主的活動の促進を図ること。
- (3) 地域の開発等に当たっては、自然環境の保全等のために必要な調整を講ずること。
- (4) 自然環境の保全等および自然環境の持続的な利用のための施設の整備を図ること。
- (5) 自然環境の保全等のための調査、研究、情報の提供、助言等を行うこと。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって、自然環境の破壊を防止するため自然環境の改変を最小限度にとどめ、自然環境の保全等のための必要かつ適切な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、自然環境の保全等に関する施策に協力するとともに、自ら進んで自然環境の保全等に努めなければならない。

（市民等との協働の推進）

第6条 市長は、市民等との協働による自然環境の保全等に関する活動が効果的に行われるようするため、自然環境の保全等に関する指導者の養成、自然環境の保全等に関する教育および学習の推進、市民等に対する自然環境の保全等に関する活動の情報の提供および交換の場の確保、自然環境の保全等に関する市民等の自主的取組に対する支援、自然環境の保全等に関する活動の拠点の整備等に努めるものとする。

第2章 自然環境保全地区

（自然環境保全地区）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を自然環境保全地区として指定することができる。

- (1) 優れた山林等自然を残すために保全することが特に必要な区域
- (2) 優れた自然の風景地として保全することが特に必要な区域
- (3) 市民の健全な心身の保持および増進又は公害もしくは災害の防止に効果があり、かつ、里山その他の良好な自然環境として保全することが特に必要な区域

- (4) 優れた水辺の空間を形成している水路、河川、湖沼、海岸等で保全することが特に必要な区域
 - (5) 植物の自生地又は野生動物の生息地（渡来地および繁殖地を含む。）であり、かつ、良好な自然環境としてこれらの動植物の保護又は繁殖を図るために保全することが特に必要な区域
- 2 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ秋田市環境基本条例（平成11年秋田市条例第15号）第27条第1項の規定により置かれる秋田市環境審議会（以下「審議会」という。）ならびに当該自然環境保全地区内の土地および建築物の所有者又は権原に基づく占有者の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、遅滞なくこれを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、自然環境保全地区の指定の解除およびその区域の変更について準用する。

（自然環境保全計画）

第8条 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、当該自然環境保全地区における自然環境の保全のための計画（以下「自然環境保全計画」という。）を定めるものとする。

- 2 自然環境保全計画は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 自然環境の保全のための基本方針に関する事項
- (2) 自然環境の保全のための規制に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、自然環境の保全に関し必要な事項

- 3 前条第2項および第3項の規定は、自然環境保全計画の策定および変更について準用する。

（標識の設置）

第9条 市長は、自然環境保全地区を指定したときは、当該自然環境保全地区内にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

- 2 自然環境保全地区内の土地の所有者又は権原に基づく占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、もしくは除却し、又は汚損し、もしくは損壊してはならない。

（行為の制限）

第10条 自然環境保全地区内においては、市長の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (7) 保全すべきものとして自然環境保全地区ごとに市長が指定する木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (8) 保全すべきものとして自然環境保全地区ごとに市長が指定する動物を捕獲し、もしくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、もしくは損傷すること。
- (9) 家畜を放牧すること。
- (10) 広告物その他これに類するものを掲示し、又は設置すること。

- 2 市長は、前項第7号又は第8号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、第1項第7号又は第8号の規定による指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

- 4 前2項の規定は、第1項第7号又は第8号の規定による指定の変更および廃止について準用する。

- 5 第1項の許可には、当該自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

（制限行為の適用除外）

第11条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 自然環境保全地区に関する保全事業の執行として行う行為
- (3) 通常の管理行為又は軽易な行為
- (4) 自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(中止命令等)

第12条 市長は、自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第10条第1項の規定に違反し、又は同条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、もしくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第3章 市民活動計画

(計画の策定)

第13条 市民等は、一定の区域内において自然環境の保全等のための自主的な活動を行う計画を定めることができる。

2 前項の規定による計画を定めようとするときは、あらかじめ当該計画に係る土地および建築物の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

(市民活動計画の認定)

第14条 前条第1項の規定により定めた計画に係る代表者は、規則で定めるところにより、当該計画を自然環境保全市民活動計画（以下「市民活動計画」という。）として認定するよう市長に対して求めることができる。

2 市長は、前項の規定により認定を求められたときは、その内容を審査し、当該計画の内容が自然環境の保全等に寄与するものであり、かつ、規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、市民活動計画として認定するものとする。

3 市長は、市民活動計画の認定をしたときは、これを公表し、広く周知を図るものとする。

(市民活動計画の変更の届出等)

第15条 前条第2項の規定による認定を受けた市民活動計画に係る代表者は、当該市民活動計画の内容を変更し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出があったとき又は市民活動計画が自然環境の保全等に寄与するものでなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

3 市長は、市民活動計画の認定を取り消したときは、これを公表するものとする。

第4章 自然環境の保全等に係る配慮

(自然環境配慮指針)

第16条 市長は、自然環境に影響を与える事業を行おうとする者が当該事業の計画を定め、および当該事業を実施するに当たり、自然環境の保全等について適正な配慮がなされるようにするため、自然環境の保全等に関し配慮すべき事項についての指針（以下「自然環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、自然環境配慮指針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、自然環境配慮指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、自然環境配慮指針の変更について準用する。

(自然環境への配慮の推進)

第17条 自然環境に影響を与える事業を行おうとする者は、自然環境配慮指針に定めるところにより、自然環境に配慮するよう努めなければならない。

第5章 開発行為の届出等

(届出)

第18条 自然環境保全地区その他規則で定める区域外の区域において、宅地の造成、スキー場、ゴルフ場又は遊園地の建設その他の規則で定める開発行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第16条の規定による届出その他規則で定める行為があったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。

(開発行為の届出の適用除外)

第19条 規則で定める開発行為については、前条第1項の規定は、適用しない。

(助言等)

第20条 市長は、第18条第1項の規定による届出（同条第2項の規定により届出があつたとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）があつた場合において、自然環境の保全等のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言をし、又は指導をすることができる。

第6章 移入種の放逐等の禁止

第21条 何人も、国外又は国内の他の地域から野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に移動した動植物で、市内の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を与えるおそれのある種の個体を放ち、又は植栽し、もしくはその種子をまいてはならない。

第7章 雜則

(自然環境保全活動推進員)

第22条 市長は、自然環境の保全等および動植物の保護に関する知識の普及および活動を推進するため、自然環境保全活動推進員を置くことができる。

(表彰)

第23条 市長は、自然環境の保全等に寄与していると認められる個人、団体、企業等を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をしたときは、その旨を公表するものとする。

(助成等の措置)

第24条 市長は、自然環境の保全等のために必要があると認めるときは、予算の範囲内で、費用の一部の助成その他の支援をすることができる。

(買取り等)

第25条 市は、自然環境の保全等のため特に必要があると認めるときは、土地又は木竹等をその所有者から買い取り、又は借り上げることができる。

(立入調査)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員を関係の場所へ立ち入らせ、状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第27条 市は、第10条第1項の許可を得ることができないため又は同条第5項の規定により許可に条件を付けられたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 市は、自然環境保全地区の指定もしくはその区域の拡張、自然環境保全計画の決定もしくは変更又は市が行う保全事業の執行に関し、前条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第10条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 第12条の規定による命令に違反した者

2 第26条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第30条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(公園都市秋田市をつくる条例の廃止)

2 公園都市秋田市をつくる条例（昭和48年秋田市条例第28号）は、廃止する。

(公園都市秋田市をつくる条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(秋田市屋外広告物条例の一部改正)

4 秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 秋田市自然環境保全条例（平成15年秋田市条例第14号）第7条第1項の規定により指定された自然環境保全地区

第4条第1項第6号中「公園都市秋田市をつくる条例（昭和48年秋田市条例第28号）第5条第1項各号の規定により指定された保護地区および」を削る。

13 用語解説

ア行

石綿（アスベスト）

天然に産出する纖維状けい酸塩鉱物の総称で、クリソタイル、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライトおよびトレモライトに分類される。「いしわた」、「せきめん」と呼ばれている。

【参考】岩綿（ロックウール）

けい酸分と酸化カルシウム分を主成分とする高炉スラグや、玄武岩その他の天然鉱物などを原料として、遠心力などで吹き飛ばして纖維状にした人造鉱物纖維のことである。

カ行

環境基準

環境基本法第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として規定されている。

ダイオキシン類対策特別措置法第7条において、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持される事が望ましい基準」として規定されている。

これらは環境施策を進める際の行政上の目標である。

規制基準

これ以上は超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等がこれに違反した場合には、強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

公害

環境基本法では「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されている。

公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道終末処理場に接続しているものを除く。）をいう。」と定義されている。

サ行

生活排水

産業排水に対して一般家庭の台所、風呂、トイレ、洗濯機などから日常生活において排出される排水を生活排水というが、このうち、し尿関係の排水を除いたものを雑排水という。

全窒素（総窒素）

水中に含まれるアンモニウムイオン、亜硝酸イオン、硝酸イオンおよび有機物中の窒素など窒素化合物中の窒素の全量をいう。停滞性（閉鎖性）水域では富栄養化の原因となる。

全りん（総りん）

水中に含まれるりん酸イオン、有機物中のりんの全量をいう。全窒素と同じく富栄養化の原因となる。

【参考】富栄養化

水が停滞する閉鎖性水域（湖沼、内湾など）では、下水や工場排水、生活排水などによって流入したりん、窒素などの栄養塩類が次第に蓄積していく。このような栄養塩類の増加する現象を富栄養化といふ。

富栄養化した水域では、植物性プランクトンや藻類が異常に増殖し、魚介類の死滅等の被害が生じる。湖沼、内湾においては、アオコや赤潮などが発生する。

騒音

・暗騒音

ある特定の騒音に着目したとき、それ以外の全ての騒音のこと。

・自動車騒音

自動車騒音の主なものは、エンジン音・排気音・タイヤ音・警笛音などで、頻繁な停止発進、加速時の騒音やスピードアップに伴うタイヤ音等が問題となることが多い。

・航空機騒音

航空機騒音は、①音が極めて大きい、②ジェット機では金属性の高い周波数成分を含む、③間欠的かつ衝撃的である、④上空で発生するため被害面積が極めて広い等の特徴がある。したがって測定評価方法として「WECPNL」を用いている。

・工場騒音

苦情や陳情がもちこまれる騒音のうちで最も多い。その理由として、①対象がはっきりしていて訴えやすい、②住宅に混在する工場が多い、③中小企業が多く敷地が狭い、④建物の構造も騒音防止の不十分なところが多い等があげられる。対策としては、監視規制や工場の移転、集団化、地域内集約化を進めるとともに、低騒音の機械装置等の開発促進が必要。

・近隣騒音

交通騒音、工場騒音と異なって、音源の種類が多岐にわたり、例えばピアノその他の楽器の騒音、クーラーその他冷暖房の音、TV又はステレオの音、ペット・家畜の騒音等々が不特定な場所、時間に発生することにより、近隣の人々に影響を及ぼす騒音のこと。

・騒音レベル（A特性音圧レベル）

ある音を騒音計で測った時の指示の読みであり、周波数補正のなされた音圧レベルで、音の大きさのレベルを近似値に示す。単位は「dB」である。

・等価騒音レベル（Leq）

ある一定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものという。

エネルギーの総暴露量を時間平均した物理的指標であり、特定の音源の寄与割合を求めるなど演算の合理性に富むほか、人の感じられる感覚的なうるささとの対応に優れているとされている。

騒音に係る環境基準が平成10年9月30日に改正され、騒音レベルの評価指標が従来の中央値から等価騒音レベルに変更されている。

【参考】W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) 荷重等価平均感覚騒音レベル

航空機による騒音を評価するために採用された単位で、1日に観測される1機ごとの騒音レベルに加え、騒音発生時間帯による機数補正を行ったもの。

タ行

大腸菌群数、大腸菌数

水域におけるふん便汚染の程度を示す。大腸菌は人畜の腸管内に常住している腸内細菌の一種で、それが河川水や海水中に存在することは、人畜のふん尿で汚染されており、その他各種の消化器系病原菌（赤痢菌、チフス菌等）で汚染されている可能性を示している。

今日では、簡便な大腸菌の培養技術の確立により、環境基準として、大腸菌群に代わり大腸菌がふん便汚染の指標として採用されている。

単位（微量物質のための単位）

・重さを測る場合

| | |
|--------------|--|
| kg (キログラム) | = 10 ³ g (1000 グラム) |
| g (グラム) | |
| mg (ミリグラム) | = 10 ⁻³ g (1000 分の 1 グラム) |
| μg (マイクログラム) | = 10 ⁻⁶ g (100 万分の 1 グラム) |
| ng (ナノグラム) | = 10 ⁻⁹ g (10 億分の 1 グラム) |
| pg (ピコグラム) | = 10 ⁻¹² g (1 兆分の 1 グラム) |
| gf (フェムトグラム) | = 10 ⁻¹⁵ g (1000 兆分の 1 グラム) |

・濃度を測る場合

| | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ppm (parts per million) | : 100 万分の 1 (例 : mg/L) |
| ppb (parts per billion) | : 10 億分の 1 (例 : μg/L) |
| ppt (parts per trillion) | : 1 兆分の 1 (例 : ng/L) |
| ppq (parts per quadrillion) | : 1000 兆分の 1 (例 : pg/L) |

電気伝導率（電気伝導度、導電率）

ある物質のもつ電気抵抗の逆数をいい、水に溶けている塩類の多少を示す指標となる。

単位は $\mu\text{S}/\text{cm}$ (マイクロジーメンス毎センチメートル)。

典型7公害

環境基本法第2条において公害の原因として定義されている①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壤の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下、⑦悪臭をいう。

透明度

海や湖などの水の透明の程度を示す。

直径約30cmの白色円板に綱とおもりをつけて水中に沈め、上から円板が見えなくなるときの深さをm(メートル)で示し透明度とする。

透明度は懸濁物質、溶存物質、生物体(プランクトンなど)によって変化する。

特定有害物質

土壤汚染対策法では、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と定義している。

ハ行

風配図

一定期間の風の風向別観測結果を一目で見やすくしたもので、8方位又は16方位などの風向を示す放射する直線を描き、各方向の線分を風の観測図表又はそのパーセントに相当する長さにとり、各線分の先端を結んでできた図が風配図である。

ふん便性大腸菌群

水浴場の水質が遊泳に適しているかを判断する基準。ふん便中の大腸菌の大部分はE.coli(Escherichia coli)である。

ヘキサン抽出物質

主として揮発しにくい鉛油、動植物油などの量を示すが、油分の他ヘキサン(有機溶媒の一種)に抽出される界面活性剤その他の有機物なども含まれる。

ヤ行

有害物質

大気汚染防止法では、「物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」と定義され、水質汚濁防止法では、「カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質」と定義されている。

2～(数字)

2%除外値、98%値

2%除外値とは、1年間に測定されたすべての日平均値を、測定値の高い方から低い方に順に並べたとき、高い方から数えて2%の範囲内にある日平均値を除外した後に残る日平均値のうちで、最高となった測定値。2%除外値は二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質について計算される。

一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物については2%除外値ではなく、日平均値の年間98%値を用いる。これは1年間に測定されたすべての日平均値を、日平均値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値となる。2%除外値と98%値は計算方法が似ており、通常両者の値は一致するが、計算式が異なるため厳密には一致しない場合がある。

75%値

河川における生物化学的酸素要求量(BOD)、又は海域における化学的酸素要求量(COD)の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる統計値。一年間で得られたすべての日平均値を測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値が、あてはめようとする類型に対応する環境基準値を満たしている場合、環境基準に適合していると評価する。

B～(アルファベット)

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量

主に河川の汚濁状況を見る指標で、水中の微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素の量のこと。 mg/L で表す。値が大きいほど水質汚濁が進んでいる。

COD (Chemical Oxygen Demand) 化学的酸素要求量

一般に海や湖沼、廃水などの有機物汚染の程度を示す。水中の有機物を化学薬品（過マンガン酸カリウム）で酸化分解するとき、薬品中の酸素が使われる。消費された薬品の量（=酸素の量）より有機物の量を推定する。

DO (Dissolved Oxygen) 溶存酸素量

水に溶けている酸素の量を示す。空気中の酸素が人間の呼吸に不可欠なように、水中で生息する生物にとって溶存酸素は呼吸作用上欠くことができない。コイは $\text{DO} 2\sim 3 \text{mg/L}$ でも生息できるが、ヤマメやアユなどの魚ではDOが継続して $4\sim 5 \text{ mg/L}$ 以下になると生息できない。また、DOは水の自浄作用の指標であり、水域の汚染指標として使用されている。

【参考】河川の自浄作用

河川に流入した汚水が、流下するに従い浄化される作用をいう。

これは主として川底の微生物による汚濁物質（有機物）の分解、河川水による希釀、拡散および川底へのSSの沈殿によるものと考えられる。

MBS (Methylene Blue Active Substances)

メチレンブルー活性物質

陰イオン界面活性剤の含有量の指標。メチレンブルーと反応して青色を呈する物質のことで、主に合成洗剤の主成分の量を示す。

pH (potential of Hydrogen 又は power of Hydrogen)

水素イオン濃度又は水素イオン指数

ピーエイチ（英語）と読み水素イオンの濃度を示し酸性やアルカリ性の程度を示す。

生物（魚類、植物、微生物等）には生息に適したpHがあり、また用水や廃水の水処理においてもpHは重要である。

SS (Suspended Solid) 浮遊物質量又は懸濁物質

水中に懸濁している固体物（粒径 $2 \text{ mm}\sim 1\mu\text{m}=0.001 \text{ mm}$ のもので土の粒子、有機物、プランクトンなどが含まれる）の量を示す。SSは濁りの原因となる。